

官報

号外 平成五年五月十三日

○第百二十六回 衆議院會議録 第二十六号

平成五年五月十三日(木曜日)

議事日程 第十九号

平成五年五月十三日

午後一時開議

- 第一 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 不正競争防止法案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に關する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 永年在職の議員上田哲君に対し、院議をもって功勞を表彰することとし、表彰文は議長に委任する件(議長発議)
- 日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第三 不正競争防止法案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第四 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に關する法律案(内閣提出)

平成五年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

永年在職議員の表彰の件

河野國務大臣の「我が國文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言及び質疑

午後一時二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。国会議員として在職二十五年に達せられました上田哲君に対し、先例により、院議をもってその功勞を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

表彰文を朗読いたします。

議員上田哲君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(櫻内義雄君) この際、上田哲君から發言を求められております。これを許します。上田哲君。

〔上田哲君登壇〕

○上田哲君 ただいま院議による表彰を賜りました。感激のきわみでござります。ありがとうございます。(拍手)

私は、一九六八年、参議院全国区に初当選させていただきまして以来、東京地方区、衆議院東京二区と、国政選挙のすべてのタイプを経験させていただいた唯一の者でありますから、本日のこの榮譽は、本院の先輩、同僚の皆様方、並びに参議院の先輩、同僚の皆様方に心から感謝しなければなりません。この間、二度にわたり、百万票を超える御支援を賜りました全国有権者の皆様、全東

京の皆様、そして、お地元東京二区の皆様方に心からお礼を申し上げる次第であります。(拍手)
二十五年前の思いで申し上げれば、一日も早くこの手に、この肩に政權を担いたいと思っておりましたから、なおその機を得ないことが何より残念であります。しかし、議会民主主義を奉ずる立場で言えば、野党である間は、だれよりも時の總理に畏怖される存在でなければならぬと心組みしてまいりました。

この間、数えて十一人の總理に相まみえてきたのでありますが、今、私の脳裏には、鮮やかに幾つかの情景がほうふつとするのであります。

一九六〇年代から七〇年代は、安保論争の華やかな時代でありました。例えばシーレン、「日米政府間にシーレン計画と称する秘密協定あり」と、私が初めて国会にシーレンの言葉そのものを持ち出しましたのは、一九七五年三月八日の予算委員会でありました。

F4EJファントム、この新鋭戦闘機に空中給油装置があるのは憲法違反なりと追及して、ついに、その百二十八機全機からこれを取り外しましたのは七三年四月のことです。

このようにして野党である私たちも、この憲法を背にして、やがて政權近しと考える機会も、幾たびかはあったのであります。

これとは別に、私は、NHKで、日本の小児麻痺、ポリオを根絶するテレビキャンペーンを展開いたしました以来、政治家としても小児予防医療をライフワークとしてまいりました。

一九八五年十月、國際児童年の記念事業として、東京青山にその名も念願の「こどもの城」ができましたことは象徴的な喜びでありました。

今、世界は、WHOによって、天然痘に続いてポリオの地球的根絶に挑んでおります。

このようなきにこそ、私も、一九八五年二月二十三日、本院予算委員会におきまして、毎年、アジア・アフリカで命を失う五百万人の子供たち、これは食糧難であるよりも感染症が直接の理

平成五年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

不正競争防止法案

二

由であることを指摘をいたしました。この際、政府は、一年間に及ぶ誠実な調査を続けられ、翌八六年二月二十二日、膨大な資料を付して、この事実を確認されたのであります。特に、日本の六種混合ワクチン、ジフテリア、結核、ポリオなどの六種混合ワクチンによって、この五百万人の子供の危機を救済し得ることについても確認されたのであります。

今、にわかに国際貢献論のかまびすしい中、私は、このような努力こそ、我が国にとって最もふさわしい国際貢献であることについて、特に朝野の御理解に問うておきたいと思うのであります。(拍手)

今、政治不信の極限に達する姿であります。私は、政治改革の根幹は、まさしく民主権と国会との距離の遠さをどのように埋めるかにあると思ひます。「衆議院二名区論」も具体提案であります。が、今は特に「国民投票法」であります。憲法改正を前提とするのではなく、現憲法のもとで許容される、このような国民投票法を制定することによって、みずみずしい議会政治の蘇生をぜひ実現をしたい。私は、国民投票法の実現を畢生の課題とする決意でございます。

ここに、国会在職二十五年に当たり、皆様方の温かい御支援の中、まさに長きにわたる一党支配体制を必ずや打ち破り、しかも断じて保守二党論にあらず、まさしく屹立して、政策と政権を担い得る二大政党体制の確立に向かって全力を傾注することを、燃焼いたしますことをお誓いを申し上げます。ここに、本日、心からの決意とごあいさつをいたしましたと思ひます。皆様、ありがとうございます。(拍手)

日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(櫻内義雄君) 日程第一、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律

案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。地方行政委員長中馬弘毅君。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔中馬弘毅君登壇〕

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における暴力団以外の者によるけん銃等の不法所持事件や、けん銃等を使用した凶悪犯罪が多発している実情等にかんがみ、けん銃等の不法所持の根絶を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、けん銃等の不法所持、密輸入及び密造に関する罰則を強化することとしたしております。
第二に、けん銃等及びけん銃部品の譲り渡し、譲り受け等を一定の場合を除いて禁止することとし、所要の罰則を設けることとしたしております。

第三に、けん銃等の不法所持者がそのけん銃等を提出して自首した場合には、当該不法所持等に係る刑を減軽し、または免除することとしたしております。

以上が、本案の概要であります。

本案は、四月十三日本委員会に付託され、同月二十二日村田田務大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る五月十一日審査を行い、けん銃使用犯罪の実態、けん銃等の一般市民に対する拡散の背景とその対応策、国際協力によるけん銃等の密輸ルートの解明の必要性、けん銃取り締まり関係省庁の連携強化の必要性等について質疑が行われ

ました。同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
○議長(櫻内義雄君) 日程第二、気象業務法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長森田一君。

気象業務法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔森田一君登壇〕

○森田一君 ただいま議題となりました気象業務法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会の高度情報化の進展等に対応し、民間における気象業務の健全な発達を図るため、気象庁以外の者が行う予報業務に關し、気象予報士制度を創設するとともに、気象庁長官が民間気象業務支援センターを指定し、気象庁が保有する気象情報の提供を行わせる等の措置を講じる等所要の施策を講じようとするものであります。
本案は、去る四月二十一日参議院より送付さ

れ、同日日本委員会に付託されました。同月二十七日には越智運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十一日に質疑を行いました。
かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 不正競争防止法案(内閣提出、参議院送付)
○議長(櫻内義雄君) 日程第三、不正競争防止法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長井上晋方君。

不正競争防止法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔井上晋方君登壇〕

○井上晋方君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の国際的調和を目指した知的財産制度に係る国際協議の進展等に対応し、本法の内容を国際水準に適合するよう整備しようとするものであります。片仮名条文の法律である現行法を全面的に改定し、目的規定の新設、規制の対象

「亀井久興君登壇」

○龍長（櫻内義雄君） 採決いたします。

た。か国にとりましては、大變に残念な事件でありまし

五月十二日の午前、関係本部員會議を開き、帰國した村田大臣より、これらの経過などの報告を受け、その後、國際平和協力業務安全対策本部の第二回目の会合を開き、一、現在の配置が危険と考えられる地域については、關係国とも協議しつつ、UNTTACC側と早急に話し合う、二、山崎隊長を中心に早急に地域の巡回の実施を指示する、三、手薄となっているUNTTACCの輸送手段を支援するための我が国としての措置を早急に検討することを確認し、直ちに実施に向けて準備を開始することとし、その関連で、村田自治大臣の派遣結果を踏まえ、本日、國際平和協力本部の柳井事務局長、その他關係省庁の職員をカンボジアに派遣することといたしました。

平成五年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

河野国務大臣の「我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言「我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言

四

輸送能力増強を柱とするUNTACの安全対策強化に向けた一層の協力を要請をしてきております。政府としては、国連からの要請にこたえ、UNTACによる輸送能力増強のための経費に充当するため、国連に対して百万ドルをめぐらす緊急拠出を行うことを決定したところであります。詳細につきましては、今後国連側と協議をしてまいります。

現在、カンボジアでは、局地的な停戦違反はあつるものの、全面的に戦況が再開されているわけではございません。また、カンボジアにおける紛争当事者各派は、パリ和平協定に署名をし、UNTACの設立に同意し、また、SNCを通じてUNTACの活動を受け入れております。ボル・ポト派も、パリ和平協定に反対しているわけではなく、むしろパリ和平協定が厳格に履行されるべきこと、ベトナム軍がいまだ残留していること、SNCが十分権限を行使していないことなどを問題にしておりますが、UNTACの活動を全面的に否定するような言動をとっているわけではございません。

したがって、パリ和平協定に基づく和平プロセスの基本的枠組みは依然維持されており、停戦の合意を含む国際平和協力法上のいわゆる五原則は満たされていると考えているところであります。なお、パリ和平協定の基本的枠組みが維持されているとの考えは、国際社会共通の認識でもあります。

カンボジアでは、パリ和平協定に従って、五月二十三日より、制憲議会選挙が行われることとなっておりますが、これまで、ボル・ポト派の不参加にもかかわらず、有権者の九割以上と推測される約四百七十万の人々が選挙登録を行っており、これはカンボジア国民自身が選挙の実施を強く望んでいる証左であり、さらに十日には、シアヌーク殿下も、選挙への参加をカンボジア国民に呼びかけているところであります。

政府としては、カンボジアの恒久平和と民主主義の確立のためにも、十日後から始まる制憲議会選挙が予定どおり、かつ、安全に実施されるよう、UNTAC、関係諸国とともに努力をしてまいります。我が国が果たすべき役割にふさわしい貢献を積極的に果たしてまいりたいと考えております。何とぞ、関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。(拍手)

河野国務大臣の「我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言「我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言

国務大臣の発言(我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等)について)に対する質疑

○議長(櫻内義雄君) ただいまの発言に対して質問の通告があります。順次これを許します。綿貫民輔君。

○綿貫民輔君登壇
綿貫民輔君 私は、自由民主党を代表し、ただいま御報告がありました我が国の国連平和維持活動への協力の問題に関し、政府に対して質問をいたしたいと思います。

今月四日には、文民警察官としてカンボジアのタイ国境パトロール中に何者かの襲撃を受け、岡山県警高田晴行警視が殉職され、四人の警察官の方々が重軽傷を負われたことは、痛恨のきわみであります。

私は、国際貢献のために命をかけて尽くされた高田警視の栄誉をたたえて、御冥福をお祈り申し上げるとともに、御遺族の皆様から御悔やみを申し上げます。また、負傷された、現在手当てを受けている方々の一日も早い回復をお祈りするものであります。私は、襲撃を行った武装集団に対し、強い憤りを覚えるとともに、強く抗議し、自衛と和平プロセスへの協力を促すものであります。先般のボランティア活動中に犠牲となられた中田厚仁さんと、今回の高田警視の殉職をめぐって、なぜに犠牲者が出るのか、さらなる犠牲者が出ないためにはどうするのか、そもそも何の

ためにPKOに協力しなければならないかなどの声が出ております。私は、ここで原点に戻って、国際平和協力の意義について振り返ってみたいと思っております。約三年前の平成二年八月、湾岸戦争が勃発。この戦争への対応を含め、激動する世界情勢に日本がどう対応するか苦慮し、与野党間で対話を重ねました。その結果、ノーベル平和賞を受賞し、世界じゅうの多くの国々が参加しているPKOに参加することが、現在の我が国として一番ふさわしい国際貢献であるとの結論に達し、国会史上最長の時間をかけて審議を行い、国際平和協力法が成立したわけでありました。

その初めてのケースとしてカンボジアPKOに参加したわけでありましたが、法案審議の過程で心配された点と現実とのギャップを埋める努力をしながら、国内外から期待され、評価されているカンボジアPKOを何としてもやり抜くべきものと思っております。

我が国より派遣されて活動している隊員の諸君のためにも、ここで政府としてしっかりとした対応を講じる必要があると思っております。今般、村田自治大臣兼国家公安委員長が政府の代表として現地に出かけ、この点を中心に協議をされ、昨日お帰りのなつたようでありますので、これを踏まえ、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、UNTACでは、今月の二十三日から二十八日まで総選挙の実施を予定し、これに向けた体制を整備しつつありますが、ボル・ポト派の妨害が予想される中で、この際、総選挙を延期すべきではないかとの意見もごく一部ではあるようでございます。私は、これまで国際社会の多大の努力によりやっとなつた平和の兆しが見えつつある中で、カンボジアにおける民主国家の実現をより確かなものとし、将来の平和国家を着実に建設していくためには、この時期を逃すべきではないと考えますが、総理の考えを伺いたいと存じます。

第二に、しかし、そうであるとすれば、事態は引き続き緊迫して推移するものと思われまふ。政府として、ボル・ポト派の勢力、戦略等から見て、今後、総選挙に向けて全面的な戦争に至るような事態もあり得るのかどうか、これを含めてどのように見ておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

そうした事態の中で、我が国の要員が引き続き活動を続けていくためには、要員の安全面を初めとした活動環境について、政府としてしっかりと対応を講じていくことが絶対に必要であると考えます。現地の文民警察官の諸君も、現在の状況について大変不安を持たれていらっしゃるに報道されております。やる気を持って現地に臨んだ諸君が困っているのではありません。隊員本人はもちろん、御家族も心配なく業務に励めるよう、安全面はもちろんのこと、連絡体制、水、食糧等の物資の補給に万全を期すことが必要だと思っております。

今回、村田大臣が行かれたわけでありましたが、どのように実情をとらえ、どのように対応策をとられたのか、またとられようとしているのかをお伺いいたしたいと思います。

同時に、最近の情勢を見ますと、さまざまな襲撃事件により、日本人ばかりではなく、四月にはブルガリア兵四名、五月にはコロンビアとフィリピンの文民警察官それぞれ一名が死亡しております。要するに、UNTACの活動に参加している他の諸国にも犠牲者が出てきているわけでありまふ。そうした中で、一部の国では、カンボジアにおける総選挙の成功に向けて、UNTACに対して追加的な支援を行うという動きも聞こえております。政府としても、こうした動きに呼応し、国際的連携のもとにUNTACをさらに支えていく対策を講じることが極めて重要だと思われまふが、政府はどのようにお考えをお伺いしたいと思います。

また、昨日、四十一名の選挙要員をカンボジアに向けて派遣されたこととありますが、カンボジアの総選挙の実施を支えるこうした要員につ

いても、安全面を初めとした勤務環境については万全を期すべきだと思います。この点についても、今回、村田自治大臣が明石代表と会談され、結論が得られたと聞いておりますが、具体的にどのような対策をとろうとされているのか、お伺いしたいと存じます。

また、選挙要員の方々は全員タケオ州に配属されることですが、各投票所に一人ずつ配置され、大変厳しい生活環境が待っております。同州に配置されている自衛隊の部隊におかれては、緊急の場合にはもちろんのこと、国際的に許される範囲で、同じ日本人として、この方々に対してできるだけ支援をしてあげていただきたいと思っております。この点についてのお考えをぜひお伺いしたいと思います。

さて、ボランティアの中田厚仁さんが亡くなったとき、彼のお父さんは、「彼の志は十分遂げられ、彼のとうとうとい意はこれからは生かされて世界の人のために生き続けていくと信じています。今回の事件で少しでもひるむことがあれば、それは私も一番悲しむところだ」と述べられました。また、高田晴行さんのお父さんは、「息子は国際平和に貢献でき、満足だろう。息子が大変誇りに思っています」と述べられました。このような崇高な言葉は今も私の耳に残っています。お二人の死を無にするのではないよう、我々は、国際平和協力の道を決然と歩んでいかねばなりません。(拍手)

最後に、最近の情勢、また今後予想される事態の推移を踏まえ、カンボジア国際平和協力活動に対する我が国の取り組みについて、政府は、その基本的な考え方を常に国民に明確に示していくことが重要であります。総理の確固とした決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 先ほど官房長官から御報告をいたしましたような事件が発生いたしましたことについて、深い悲しみと強い憤りにた

えません。高田さんの御冥福をお祈りし、御遺族に衷心よりお悔やみを申し上げるとともに、負傷された方々の一日も早い御回復を祈念しております。世界平和のため努力してきた有為な人材を失ったことは、まことに断腸の思いであり、残念のきわみであります。

選挙の施行について最初に御質問がございました。既に、カンボジアの有権者の推定九割を上回る四百七十万人が選挙の登録を終わっております。これは明らかにカンボジア国民の大多数が選挙を行うことを熱望しているというこの証左であります。また、シアヌーク殿下自身も、つい数日前も全カンボジア国民に向かって、選挙に参加することを呼びかけたところでございます。この選挙を予定どおり実施することは、本来、パリ協定の基本的な枠組みの、基本的な目的であります。また、安全保障理事会もたびたびこれについて決議を行っております。これは、明らかに国際社会の確固たる支持を得ていると思っております。我が国として、この選挙を予定どおり実施するために協力をすることが、カンボジアの永続的

なために協力をすることが、カンボジアの永続的和平と国民的な和解を達成する上で極めて重要であり、かつ不可欠と考えております。この際、この選挙を延期するということによって得るものは、私は何もないと思っております。

そもそも、選挙の参加を拒否しているのはクメール・ルージュであって、幾たび呼びかけても、この選挙に参加をしない、延期をすれば参加をするかという、そういう見込みは全くありません。むしろ、これを延期することによって、不参加を奨励するような結果になることになれば、これは全くパリ協定の基本精神をないがしろにするものであると言わなければなりません。(拍手)

このたび、このような選挙の妨害が起こり、また、さらに事態が緊迫するような場合にも備えて、UN TACとしても可能な限りの安全対策を講じております。我が国としても、各派にしばし

ば自制と選挙参加を呼びかけているところでございます。ボル・ポト派の勢力等々から考えまして、このようにUN TAC及び関係者が万全の対策をしておりますれば、カンボジア全土で全面的な戦争を展開するような能力はボル・ポトにはないというのが大方の判断であり、また見方でございます。

以上のような理由によりまして、政府としては、カンボジアの永続的和平達成のため、選挙が予定どおり、かつ安全裏に実施されるよう、UN TAC関係諸国とともに懸命に努力をしております。これが和平を達成する最善の道と考えており、我が国が果たすべき役割にふさわしい貢献を積極的に行ってまいりたいと存じます。

このたびの国連平和維持活動は、御指摘のように、十三年間にわたる長い戦乱にうんで、各派が戦争をやめよう、しかしながら、その和平に至りません。また、各国の仲介と支援がございまして初めてパリ協定に到達したところでございまして、したがって、和平そのものが脆弱であったことは否定ができません。むしろ、そうでなければ国連が平和維持活動をする必要はなかったわけでございますので、我々は、この脆弱な和平を我々が平和維持活動を行うことによって固く保ち、貢献をいたしたい、このように考えて、平和維持活動に参加をいたしておるわけであります。

その後、ボル・ポト派が武装解除に応ぜず、また、選挙参加を拒否しております結果、当初予定したことは違った状況が生じておることは否定いたしませんけれども、しかし、それは十三年間戦争をしていった、その後に来るべき事態として、ある程度そのような平和の性格を我々は当然のこととして、それがゆえに平和維持活動の協力を行いつつあるわけであります。もとより、そのための派遣要員の安全には万全を期さなければなりません。

先般、村田自治大臣兼国家公安委員長をカンボジアに派遣し、我が国要員を含むUN TACの選

挙要員や文民警察要員等の安全確保の強化について重ねて申し入れますとともに、我が国要員に対する装備の強化、現地支援体制の一層の充実強化などにより、あらゆる限りの努力をいたしておるところでございます。

なお、このたびの事態にもかんがみまして、要員の安全対策の一環として、UN TACのヘリコプター等による輸送力の増強の必要があることをUN TAC当事者が強く痛感しておられ、我々もそれを痛感いたしました。ヘリコプター等の提供は、近隣の国家から短時間のうちに可能なようでございますが、このための財政的な必要がございまして、我が国として、UN TACからの要請を受けまして、とりあえず百万ドルの拠出をいたしました。これは我が国の要員のみならず、UN TAC全員の安全に資すること大なるものであらうと考えております。

次に、選挙監視要員についてお尋ねがございましたが、先般、村田大臣を現地に派遣し、我が国の要員を含むすべてのUN TAC要員について、警備の強化等をUN TACに申し入れますとともに、特に選挙要員につきましては、自国派遣部隊の展開地域に配置されるということの原則の確認を行ってきたところでございます。明石代表からは、UN TACとしても隊員の安全対策に万全を期したい、特に選挙要員については、歩兵部隊による警備等を計画していること、各国とも、自国の部隊が配置されている地域に選挙要員を配置するといった点が確認されております。

カンボジアに我々の自衛隊の部隊が派遣されておりますが、これらの部隊は、国際平和協力法及び実施計画に従いまして、UN TACからの指示のもとに国際平和協力業務を実施しておりますが、こういう状況の中で、我が国の選挙要員に対して、緊急の場合と否とを問わず、必要に応じ可能な限りの支援を行うことは当然であります。そういたすように指示をいたしてございます。

また今後、選挙が近づくにつれ、ホル・ホト派のUNTAACに対するテロ攻撃は日増しに激しさを増していくに違いありません。そうなれば、再び我が国の要員の中から犠牲者が出るのは必至であります。なるほど、選挙が無事終了するまで我が国要員がカンボジアにとどまって業務を遂行することが、カンボジアで銃弾に倒れたお二人の死をむだにしないことだという声もあるようであります。しかし、今やカンボジアのかんりの人々

が強い反発を示しているとも言われるUNTAC主導のもとで迅速に選挙を行い、形ばかりの政府をつくることだけが、カンボジアと平和を達成する唯一の道であるはずはありません。カンボジアが落ち着くまで選挙の実施を延期するよう、国際社会に訴えていく勇気を日本政府は持つべきであります。

なるほど、我が国だけがカンボジアから撤収すれば、諸外国から我が国の国際貢献の姿勢が疑われるという声はあきまへせん。しかし、一たびは撤収し、その後、カンボジアにおける真の和平実現に向けて、関係国と十分協議し、パリ和平協定の再構築のために最大限の努力を尽くしていけば、むしろ我が国の行動は国際的に評価されるものと私は確信をいたします。総理の明確な所見を求めたいところです。

近く実施予定の総選挙監視のため、我が国から既に四十一名の要員がカンボジアに派遣され、プノンペン近辺の比較的安全な地域で活動を行うようであります。他方、政府は、カンボジア情勢の悪化に堪えて、カンボジアへの国際協力専門家の派遣を延期されました。また、既にプノンペン入りしている青年海外協力隊三人の活動も延期しております。同じ地域で活動する人たちのうち、一方の選挙監視委員の活動は強行する、他方で国際協力委員の活動を延期するというのは明らかに矛盾であります。政府は、国際協力活動においては派遣の基準を厳しくとらえ、平和協力活動においては甘くとらえるという、いわば二重の基準をとっているとしたか私には思えません。なぜそのようなのか、総理の御所見を伺いたい。

ボル・ポト派は、今後、選挙阻止のため、プノンペン周辺を含むあらゆる地域で、UNTAC要員に対しテロ攻撃を加えるのではないかとの見方があります。日本人監視要員が、たとえ自衛隊が駐屯するタケオ州内で活動するにしても、それが絶対安全であるとの保証はどこにもないのであります。政府は、これら選挙監視委員の安全確保の

ため、どのような措置を講じていくつもりか、総理にお伺いをいたします。

ところで、無事選挙が終われば、果たしてカンボジア情勢は安定するのでありましようか。もし仮にプノンペン政権が勝利すれば、ボル・ポト派は一層反発を強め、その攻撃は激化するのではないでしようか。加えて、UNTACが、武装解除に当たった残りの三派に武器の一部を返還するようであります。そうしなければますます内戦の再発は避けられそうにありません。そのことは、これまでUNTACの行ってきた和平への努力がすべて水泡に帰してしまふことを意味するのであります。総理は本心に、選挙さえ実施されればカンボジアに和平は到来すると思っているのでしょうか。選挙実施後のカンボジア情勢をどのように見ておられるのでしょうか。

政府は、カンボジアに続き、速くアフリカのモザンビークにまで自衛隊を派遣することを決めました。モザンビークの状況を見ると、果たして停戦合意が守られているのか疑問でもあります。武装解除はほとんど進んでいないと言われております。今回の派遣決定に当たって、当初、総理は、この点を憂慮されて、派遣に慎重な姿勢をとったのではないでしようか。カンボジアと違って、水や食糧を自前で調達できず、しかも我が国の在外公館もつくられたばかり、十分な支援体制も期待されないまま、一体どうやって十分な活動ができるのであります。政府は、カンボジアでの二の舞になりかねないモザンビークへの自衛隊の派遣を直ちに中止すべきであります。

また、今回、五名の自衛隊をモザンビークPKO司令部に派遣すると言われますが、この司令部は司令官を補佐し、武装解除などのいわゆるPKF業務等に関して総合的な企画立案を行う部門であり、まさにPKO協力法で凍結されているPKF業務以外の何物でもありません。今回、政府がPKO司令部への要員派遣をあえて決めたことは、近い将来、PKFの本体業務にまで自衛隊を

参加させる意図によるものであることは明らかであります。これも直ちに撤回することを強く要求いたします。(拍手)

この際、日本の国際協力のあり方に関連して、一言申し上げたい。

それは、国際協力を推進するにしても、戦後処理問題が未解決のままでは、東南アジア諸国との信頼関係を構築するのは難しいという問題であります。この見地から、さきの大戦において日本が犯した、著しい非人道的な行為について、真相究明の上に謝罪と補償を急がなければならないと考えますが、総理、いかがでしようか。

この問題に一元的に取り組む担当行政機関さえ定まっていないう現状を早急に改める必要に迫られても、この際、見解を明らかにしていただきたいのであります。

カンボジアとボスニアのPKO活動は、国連の行うPKO活動の転機であります。湾岸戦争やソマリアでのように多国軍軍によるなくとも、紛争当事者の合意によらない派遣や予防派遣、重装備化の道を開こうとするガリ事務総長の描いたラインを進むべきなのではないでしようか。それとも、PKO活動は、あくまでもこれまでの原則に立ち戻り、軽装備で、停戦と紛争当事者の合意のもとに派遣するものに限定すべきなのではないでしようか。これは、ポスト冷戦の世界秩序を考える上でも大切な問題であります。

総理は、今後のPKO活動のあり方をどのように考えておられるのか伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) カンボジアに部隊、要員を送ることにつきましては決定は、国際平和協力本部長としての私がいたしましたものであります。その責任は、私が負わなければなりません。今度のような、とうとう犠牲を生じましたことを心から申しわけなく思っております。かかる上は、今後とも派遣要員の安全対策に万全を期し

まして、派遣の目的を達成したいと考えております。(拍手)

次に、法案の審議に当たって、政府は故意に事態を安易なものと説明してきたのではないかと、いうお尋ねがございました。

国連の平和維持活動が行われるような場合は、このたびのカンボジアがいい例でございますが、十何年という戦争にうんで、何とか戦禍はやめて和解をしたい、しかし、自分たちだけではなかなかそれができないというようなことから、各国が仲介をする、あるいはそれについて意見を述べ、今度の場合ですとパリ協定でございますが、そういう中で、しかし、その後の平和を確かにするために国連の平和維持が求められる、そういう性格のものでございますから、平和そのものが、もし自分たちだけで国づくりができれば、これは必要のないことでございますので、そういう意味での平和の脆弱さがあるということを申し上げてまいりました。

しかし、その際、国連の平和維持活動は、武力行使いたしましたのでは、これはまた戦争になるわけでございまして、それでは平和維持ということにならない。むしろ、国連の信頼と説得に基づく作業でございまして、これは本来、決して容易なものではないということも申し上げてまいりました。殊に、我が国の場合に、海外における武器の使用ということは殊に慎重でなければなりませんので、そういう意味での制約を法律に置いておりますことも御存じのようところでございまして。

そういうような脆弱な環境の中でこのたびの平和維持活動が行われました。不幸にして武装解除が完全に行い得なかったこと、また選挙に一派が参画することを拒否しているということはまことに残念なことでございますけれども、しかし、ここで国連の平和維持活動をやり遂げまして、選挙を行い、そしてカンボジア人のカンボジアの国づくりにつなげていくことが、やはり私どもに課

平成五年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

「我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言に対する和田静夫君の質疑 「我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言に対する遠藤乙彦君の質疑

八

された任務であるというふうに判断をいたしておられます。

派遣要員の万全を期さなければならぬことは申すまでもないことでございまして、先ほども申し上げましたが、村田自治大臣兼国家公安委員長に先般現地に行ってきたしまして、我が国要員に対する装備の強化、現地支援体制の強化などについて、政府としても努力をし、UNTAACの理解を求めたところは御報告をいたしたとおりであります。

事態はこのようなことで、十分な武装解除が行い得なかった、またボル・ポトによる選挙不参加ということがあるとして、国際社会が当初期待したとおりの状況でないことは残念であります。が、事実でございませうけれども、しかしながら、かといつても、もちろん全面的な戦況が展開されているわけではございませうし、クメール・ルージュ自身が、自分たちはパリ協定を忠実に履行するということをつい先日申しておるわけでございます。むしろ彼らの主張は、パリ協定を忠実に履行するならば、ベトナム人は排除されるべきである、なおベトナム人がたくさんいるというのがクメール・ルージュの主張のようであります。それからSNCが十分に機能を発揮していない、もつとパリ協定の求めるようにすべきであるという、パリ協定の忠実履行ということをクメール・ルージュは言っているわけであって、基本的な枠組みが崩れておるわけではございませう。UNTAACの活動についても、これを受け入れておるわけではございませう。

そういう状況でございませうから、平和五原則というものが崩れているとは考えない。むしろ、勝手に選挙参加を拒否するという行動が許されるならば、パリ協定で求められているものはみずから放棄することになってしまうということをおもひます。

先ほども申し上げましたが、有権者の九割に当たる登録が行われておりますから、カンボジア国

民が概して選挙を希望しておることは明らかと思ひます。また、シアヌーク殿下自身も、クメール・ルージュを含めまして国民に暴力行為の自制を呼びかけるとともに、選挙への参加を呼びかけておられます。シアヌーク自身が、選挙延期の主張には自分は同意できないということを言っておるわけではございませう。

御指摘のように、仮に選挙を延期をせよとおっしゃいまして、延期をすることによって何を新たに期待するのか。選挙を放棄するということになれば、それはパリ協定の求めておる基本が実現をしないということになるのではないかとこのことを恐れます。

十三年間の戦乱を、カンボジア人が自分の手で国家を再建するための努力をいたしておるわけでございますから、我が国がここで、日本だけが撤収をする、そして眼前に迫っております選挙を、いわば現実に行い得ないような事態にするということが、我が国が国際的評価を得るゆえんではないと政府は考えます。

なお、海外協力隊や農業専門家の派遣についてお話がございましたが、これらは国際平和協力法の定めるところではなく、カンボジアからの要請に基づくものでございませうので、その派遣についてを同一の基準で判断することは適当でないように存じます。

なお、選挙監視要員の安全確保につきまして、先ほども御報告をいたしました。安全のための防弾チョッキ等の整備、それから我が国からの短波受信用のラジオの確保、それからタケオ州の自衛隊宿営地にはインマルサット等を設置をいたしておられます。緊急事態の発生に對しての万全の態勢をとることにいたしております。

なお、この選挙が仮に行われた後、カンボジアの情勢がどうなるかということにつきましては、その後、憲法がつけられるというふうにパリ協定は想定をいたしておりますが、基本的に、したがって、

で、そのような努力はカンボジア人の手で行われるべきものであると存じます。ただ、そのような状況がどう展開してまいりますか、国際社会としては、いずれにしても、カンボジア人のそのような努力を引き続き支援をしていくということが必要であらうかと存じます。それがどのような形をとりますかは、その事態にならざるを得ない、ただいま判断がいたしかねますけれども、いずれにしても、カンボジア自身の自助努力に協力することには必要であらうと思ひます。

それから、モザンビークへの自衛隊派遣につきましてお話がございました。このたび本部員を設けましたのは、我が国が委託されております輸送の管理、ムーブメントコントロールというもののにつきまして、やはり本部と常に連絡をしいかなければ業務を有効に能率的に遂行し得ない、こういう観点から五名の自衛官の司令部派遣の決定をいたしました。撤回をいたすつもりはございませう。

それから、戦後処理の問題につきまして、我が国としては、サンフランシスコ講和条約あるいは二国間の平和条約で一般的には処理をされておると考えますけれども、慰安婦等々の問題もございませう。我々の気持ちをいかなる形であらわすことができるかにつきまして、誠意を持ってただいま検討をいたしております。

なお、ガリ事務総長の提案されましたような、いわゆる国連の平和執行部隊について意見をお求めでございましたが、重武装をもって平和を執行するということのようなことは今まで国連がいたしたことのないことでございませうし、国連憲章におけるその地位も実は必ずしもはっきりいたしません。ガリ事務総長がいろいろ問題意識を持たれておられますことは十分理解ができませんけれども、したがって、新しい問題としてこういう問題を検討することはやぶさかではございませうが、ただ、そのことは、我が国がそのような行動に参加できるか否かということとは全く別の問題であると考え

ております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 遠藤乙彦君。

(遠藤乙彦君登壇)

○遠藤乙彦君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま政府より報告がありましたカンボジア国際平和協力業務の状況に関して、総理及び関係大臣に質問を行います。

質問に入る前に、過日、カンボジアにおけるPKO任務の最中に殉職された中田厚仁さん及び高田晴行さんのお二人の御冥福を心からお祈り申し上げます。世界平和貢献への高い志を持った優秀な人材を二人も失ったことは痛恨のきわみでありますが、お二人のとうとい志は永久に生き続けるものと確信いたします。また、負傷された方々の一日も早い御回復を心よりお祈りいたします。また、困難な状況にあつて、とうとい平和維持の任務のために活躍されておられる多数の国際平和協力隊員及びボランティアの方々に対して、心から敬意を表するものであります。

UNTAACは、昨年三月から活動を開始して以来、五月二十三日からの制憲議会選挙を前に、極めて緊迫した状況になっております。現在のカンボジア情勢は、平和への胸突き入丁とも正念場とも言うべき重要な段階を迎えております。

UNTAACは、従来の国連PKOとは異なる新しい試みであり、その成功は、カンボジアのみならず、アジア全体の平和に貢献し、冷戦後の世界における国連の権威と役割を示す重要な意味を持つものであります。他方、もしUNTAACが失敗し、カンボジアから撤退することとなれば、あの恐怖と殺りくに満ちたカンボジアの悲劇の再現を意味するものであります。

今日の事態に当たって、PKO参加五原則の見直しとか感情的な撤退論だけを言うことは、無責任な議論であると考えるのであります。したがって、国際社会はあらゆる努力を払ってUNTAACを成功させ、この二十世紀最大の悲劇の再現を阻

止し、悲惨な歴史に終止符を打たなければなりません。

そこで、まずカンボジア情勢と総選挙の見通しについてお伺いします。

カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選挙に向けて、二十の政党による選挙戦が展開されております。カンボジアの本格的な平和構築と民主的国家樹立は、長期にわたって内戦の苦汁をなめてきたカンボジアの国民はもとより、国際社会の強い願望であり、ぜひとも総選挙を成功させねばなりません。しかしながら、実際のカンボジア情勢は、ポル・ポト派の総選挙への不参加の表明、五月六日のSNC北京非公式会合のボイコット、同派によるものと見られる襲撃事件の頻発など、総選挙を前ににわかに緊迫してきており、総選挙を危ぶむ声も聞かれています。

政府は、カンボジアの現状をどう見ているのか。特に、自由かつ公正な総選挙が可能なのかどうか、また、総選挙が近づくとつれてポル・ポト派による大規模な同時多発的な選挙妨害も予想される。その可能性や選挙妨害戦術など、どのようなものになると予想しているのか、そしてこれらに対してUNTACその他の国際社会の取り組みはどのようなものになっているのか、お伺いいたします。さらに、ポル・ポト派が不参加のまま総選挙が実施された場合、その後のカンボジア情勢についてどう展望されているのかもあわせてお聞きしたいと思います。

次に、パリ和平協定とPKO参加五原則についてであります。

ポル・ポト派はパリ和平協定そのものは遵守するものと一貫して表明しており、パリ和平協定は大枠で守られているとの政府判断は理解できますが、カンボジアの実態として、停戦の合意が崩れていることが一部地域で明らかになりつつあるのではないかとこの危惧を抱くものであります。特

に、ポル・ポト派が停戦合意を明示的に破棄することは国際的な孤立を招き、得策ではないとの判断から、形式的にはパリ和平協定の遵守を表明する一方、実態面において総選挙を阻止するために大規模かつ同時多発的な襲撃、戦闘を展開する場合、これが最も可能性が高いケースであると思われまますが、こういった場合、停戦合意が守られているとは言えないのではないかと考えられます。

政府としては、どのような場合に停戦合意が維持され、またどのような場合に停戦合意が存在しなくなつたかについての判断の基準を明確かつ具体的に御説明いただきたい。

次に、日本を含めたUNTACの要員の安全対策であります。

平和構築を妨害する不当な暴力行為はUNTAC、国際社会への挑戦であり、断じて許すわけにはいきません。しかし、そのためにとうとう犠牲を重ねることは避けなければなりません。特に、非武装、個人ベースで活動する文民警察官、選挙監視員の安全対策の抜本的強化を強く要求するものであります。

政府は、村田自治大臣ほか関係者を現地に派遣しておりますが、UNTACに対してどのような安全対策を要求したのか、またUNTACからどのような回答があったのか、具体的な中身の詳細を明らかにしていただきたい。さらに、UNTACがこれ以上の安全対策をとれないのであれば、地域によっては任務の中止、いわゆる実施要領で言う休止を政府は検討すべきではないのかと考えますが、この点について明確な答弁を求めます。

次に、カンボジア和平のための日本の一層の外交努力についてであります。

ポル・ポト派の総選挙参加が望ましいことは言うまでもありませんが、実際には総選挙参加はほとんど見通しがなく状況かと思われまします。しかしながら、ポル・ポト派による不当な暴力行為を抑制するために、あらゆる外交ルートと手段を通じての努力をすべきであります。また、国連安全保

障理事会として、ポル・ポト派の暴力行為を抑制するための措置を検討し、強力なメッセージを送る必要があり、我が国もそのための働きかけを行うべきであると考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

今回の一連の事件に対する一つの問題点として、PKO協力法討議の際、自衛隊参加問題については長時間にわたって事細かに議論が行われた反面、文民参加については十分な議論が行われなかったらみがあり、今後の問題として、一連の事件の流れを踏まえつつ、文民のPKO参加のあり方を何らかの形で十分に議論をしておく必要があると考えますが、この点について政府の見解を求めます。

また、PKO協力法では、文民警察官の任務は現地警察への指導、監視、助言が規定されておりますが、実際には地元の要人の警護など、同法を逸脱する任務を負わされているようであり、この点、警察庁が国際平和協力本部に対し、PKO協力法から逸脱した任務が行われないよう要求したと報じられておりますが、事実関係及び政府の見解を求めます。

最後に、カンボジア情勢及び我が国のPKO活動に関する情報の提供の問題であります。

PKOへの参加は我が国にとって初めてのことであり、政府は慎重を期し、国民の不安を取り除き、理解と支持を求めていくという基本姿勢を忘れてはならないと思ひます。特に、あらゆるカンボジア情報を率直に国民に提供するなど納得のいく説明を常に行うべきと考えます。この点についての政府の見解を求めます。

中田厚仁さんの父上は、ブノンペンで息子さんとの悲しみの対面をされたときに、「息子は世界人として生きることを信条にしていた。その意は十分に達げられたと思う」と発言された由であります。私は、深い感動をもってこの言葉を受けとめました。今日まで平和の恩恵をたつぷり享受してきた日本が、国際平和に貢献しないことは、

もはや許されることではありません。今、我々日本人は、世界人として生きていくための訓練のときを迎えているものと思ひます。私は、日本国民は今まで幾つかの試験を乗り越えてきたのと同じように、必ずやこの試験も乗り越え、二十一世紀の日本、世界の中の日本として脱皮するであろうことを強く確信しつつ、質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、カンボジアで種々の暴力行為、テロ事件が発生をいたしておりますので、今後のことにつきましてはお尋ねございましたが、今後、選挙が近づきますと、なお選挙妨害等々が発生する可能性は否定的なことができません。そのようなことに備えまして、先ほども申し上げましたとおり、UNTACとしても我々としても安全措置を考えているわけでございますが、特にUNTACとしては、投票所の数の削減あるいは投票所の警備の安全対策等を具体的に講じつつあるものと承知をいたしております。

制憲議会選挙を予定しており五月二十三日より実施するという国際社会の決意は、三月八日に採択されました国連安保理決議、それから四月二十三日にはパリ和平協定署名国の共同声明にもございします。また、シアヌーク殿下もそれをカンボジア国民に呼びかけておられるところでございします。このような国連、UNTACの努力、また我々も選挙監視員を派遣をいたしました、困難な条件ではございますが、公正な選挙が実施されなければならぬ、そのために全力を尽くすべきであると考えております。

次のお尋ねは、ポル・ポト派が不参加の場合に、このまま選挙が済む、その後の状況をどう考えるかということでございます。

選挙の行われ方がなおはっきりいたしません、しかし、いずれにしても、総選挙が済みましても憲法がつけられるということになりますと、カ

平成五年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

「我が国国民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言に対する遠藤乙彦君の質疑 「我が国国民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言に対する金子満広君の質疑

ンボジア人自身の国づくり、国民和解による国づくりが行われるというふうに期待をされます。その場合、基本的には、やはりカンボジア人の手で和平をつくってもらう方法はないわけではございますが、国際社会として、そのようなカンボジア人の自助努力をできるだけ支援をしなければならぬ、そういう必要は残っているであろうというふうに考えております。

ただ、選挙妨害がこれからも恐らく幾つかあるであろうと思いますが、その結果といたしまして、選挙が実施できないような形でそれが全国に広がる、あるいは戦国が行われるというようなことは予想をいたしておりません。したがって、パリ和平協定の枠組みは崩れることがあろうとは思っておりません。一般論といたしまして、ただ、和平協定が崩れたかどうかを何で判断するかというところでございましたが、これは状況を見て総合的に判断をすべきことであろうと思っております。現在はそのようなことを予想いたしておりません。

それから、派遣要員の安全対策に万全を期すべきことは既に御説明をいたしました。我々としては、UNTAACとの密接な連絡を維持しつつ、我が国を含むすべてのUNTAAC要員が本来の業務が行うことができるように、つまり、水も食べるものもないという、仮にそういう局地的な状況がございまして、これは任務を行いたいわけではございますから、そういうことがありませんような環境、条件を整えるために努力をいたさなければならぬ。また、先ほど申しましたような、このたびのヘリコプターあるいは我が国による財政支援等々も、そういうことを目的といたしておるものでございます。

それからもう一つ、今回の事件等を考えて、文民のPKO参加についてはもう一度考えてみる必要があるのではないかという御指摘がございました。確かに、部隊の場合と、文民が何人かで、多数

でなく任務を執行いたします場合は、いろいろ状況が違ってくるであろうことはこのたびも経験いたしました。今後の安全をどういうふうにするべきかについては、今回のことも十分に参考にしながら、むしろ、しかし現実には、今回のこの事態にとりあえず安全を期さなければならぬというふうに考えております。

それから、このような部隊ないし要員の海外での活動を維持いたしますためには、国民の理解と支持というものが最も重要であることは御指摘のとおりであります。官房長官は、毎日、記者会見でカンボジアに関する情報を提供いたしてあります。私自身も昨日記者会見を行いました。十分国民の納得と理解を得ることが大切であるということは御指摘のとおりでありまして、極力努力をいたしてまいりたいと存じます。

自余の問題は関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣河野洋平君登壇〕

○国務大臣(河野洋平君) お尋ねの文民警察の任務の態様等についての問題について、お答えをいたします。

今総理からお答えがございましたように、まことに困難な状況の中で、目前の制憲議会選挙の公正かつ自由な実施に向けて、文民警察にも選挙関連の業務を負わされているのではないかとといったような情報がございます。五月十日には、警察庁より、国際平和協力本部事務局に對しまして、我が国の文民警察要員の担当する業務が法律に定める範囲を逸脱することがないよう、UNTAACに對して申し入れるように要請がございました。現在、UNTAACに申し入れを行うべく、検討をいたしておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣武藤嘉文君登壇〕

○国務大臣(武藤嘉文君) 遠藤議員にお答えをいたします。

私に對しましては、外交努力についての御指摘であったと存じます。

ボル・ポト派に對しましては、既に、昨年十一月三十日の国連安全保障理事会の決議におきまして、木材禁輸に係るSNCの決定の支持、国境チェックポイントの設置等の具体的措置を決定し、ボル・ポト派のUNTAACへの非協力的態度に對する国際社会の確固たる意思を表明いたしました。

また、本年三月八日の国連安全保障理事会決議において、UNTAACへの攻撃を非難するとともに、あらゆる暴力行為を停止するためのあらゆる措置をとるようカンボジア各派に要請、また四月二十三日のパリ協定署名国の共同声明でも、暴力行為を許さないと国際社会の確固たる決意を表明したところであります。そして、これら決議あるいは声明の採択に当たりまして、我が国は積極的にイニシアチブをとってまいりました。

さらに、我が国独自といたしまして、かかる国際的な呼びかけと並行いたしまして、ボル・ポト派を初めカンボジア各派に對し自制を強く働きかけているところであります。また、各派に影響力を持つている関係諸国に對し、その影響力を行使するよう要請をいたしておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 遠藤議員にお答え申し上げます。

総理よりのお話にございましたように、政府としては、国際の平和と安定のためにとうとうと命をささげられた方々に報いるためにも、派遣要員の安全対策に万全を期すべく、我が国の要員を含むすべてのUNTAAC要員について、警護の強化、配置先の再検討等、要員の安全対策をUNTAACに對し申し入れたところでございます。

これに對してUNTAACからは、UNTAACとしても隊員の安全対策に万全を期したい、UNTAAC要員の配置について再度緊急に検討したい、安全対策のための会議を巡回によって行うといった、具体的かつ評価すべき対応が示されたところ

でございます。

今後とも、政府といたしましては、UNTAACとの緊密な連絡を維持しつつ、派遣要員の安全対策に万全を期してまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 金子満広君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔金子満広君登壇〕

○金子満広君 私は、日本共産党を代表して、まず、文民警官高田晴行さんを初め、カンボジアで犠牲になられた方々に對して心から哀悼の意を表明し、パリ和平協定を全面的にじゅうりんしているボル・ポト派を厳しく糾弾し、その上に立つて総理並びに関係大臣に質問をいたします。

カンボジアに本当の平和をもたらすその上で、ボル・ポト派の無法な暴力と軍事行動が最大の障害になっていることは、今や天下周知の事実であります。ところが総理は、昨日の記者会見で、またも、ボル・ポト派が和平協定を守っているなどと、判を押したように同じことを繰り返しました。

しかし、ボル・ポト派は、パリ協定の第一段階である停戦合意を踏みにじる、第二段階である武装解除も拒否する、第三段階である総選挙にまで反対をしている、そしてこれを武力で妨害しているのではありません。さらにボル・ポト派は、パリ協定を実施するための国内の枠組みであるSNC、つまりカンボジア最高国民評議会の活動にも参加せず、国際的な枠組みであるUNTAACに對しても公然とした武力攻撃を行っているのではありません。事実、まさにカンボジア情勢はパリ協定が全面的にじゅうりんされている、そういうことではありませんか。それとも総理は、こうしたことはパリ協定の重要な内容じゃないんだ、そういうことでも言うのか、はつきりこの点については答えていただきたいと思っております。

重大なことは、日本政府が、和平協定を踏みにじているボル・ポト派の無法に對してまともな

批判をこれまで全く行っていないことでありま
す。それどころか、きのうの記者会見でも総理
は、ボル・ポト派は協定の遵守を表明している
か、協定が忠実に実施されてはいると表明して
いるなどと述べて、ボル・ポト派擁護に終始を
いたしました。なぜ無法な行為を行ってボル・
ポト派を批判できないのか。今さっぱりとした批
判を行うことがカンボジアと平和にとって焦眉
の課題だと思いますが、この点、総理の見解を
はつきりと承っておきたいと思えます。(拍手)
今必要なことは、ボル・ポト派の無法に對して
批判を集中すること、国際的にも孤立させてい
くことです。また、国連安保理決議に基づいて経済
制裁を実施あるものにするにすることは当然
であります。この点についても総理の明快な答
弁を求めるものであります。

こうしたカンボジア情勢のもとで、自衛隊の派
兵、協力隊の派遣、こういう問題を抜本的に再検
討し、撤退を図ることが今急務となっているの
ではありませんか。憲法はもとより、PKO法の参
加五原則に照らしても、自衛隊として協力隊の派
兵、派遣の継続は全く根拠を失っているものであ
ります。ところが政府は、ボル・ポト派がパリ協定
の破棄を言っていないとか、全面戦争になってい
ないからとか、こういうことを繰り返して、自衛
隊の派兵などに対してしがみついているのが現状
であります。

しかし、派遣された村田自治大臣・国家公安委
員長に対し、現地の文民警官が何と言ったか。
「あと何人死ねば日本に帰れるんですか」、「日本
の警官は戦場のようなところで仕事をするための
訓練は受けていない」、そのように悲痛な訴えが
あったこと、そして、それに大臣が答えて、「こ
れを聞いてショックを受けた」と述べたことが、
現地の記者の確證を踏まえて各紙で一斉に報道さ
れたのであります。村田大臣は、現地は戦場であ
るという文民警官の声をどのように受けとめ、ど
のように対処しようとしているのか、この点を改

めて伺っておきたいと思えます。(拍手)
総理は、ボル・ポト派がパリ協定の破棄を言っ
ていないと言いますが、大体ボル・ポト派は、彼
らに市民権を与えたパリ協定を今最大限に利用し
つつ、パリ協定の具体的な内容をことごとく踏みに
じってきたことは明白ではありませんか。協定の
内容を破棄するためにこそ協定破棄を言わないん
だということは見え見えのことじゃありません
か。総理は、ボル・ポト派が協定の破棄を言わな
い限り、どんな事態が現地で起きても協定とい
うのは守られているんだというのを言い続けるつも
りなのかどうなのか、この点もしかと承っておき
ます。

また、ボル・ポト派の戦術の基本はあくまでゲ
リラ戦であります。そのゲリラ戦で和平協定の内
容である総選挙を今妨害しているんじゃないか、こ
れを基準にするんじゃないか、ボル・ポト派
がどんな無法、暴力をやってもそれを容認する
という結果になるんじゃないか。総理は、ボ
ル・ポト派がゲリラ戦でUNTACの要員の殺害
を繰り返している、そして選挙を実施できないよ
うになっても、それでも、全面戦争ではないの
から五原則は全く問題はないと言いつもりなの
か、どうなのか、この点も明確に、事実に基づいて答
えていただきたいと思えます。(拍手)

重大なことは、総理が自衛隊派兵に固執するた
め、停戦合意があると繰り返せば繰り返すほどボ
ル・ポト派の無法行為を容認し、また和平協定の
枠内だ、そういうふうに出てこれる弁護する結
果になるのであります。ボル・ポト派が何をやっ
ても、総理が、停戦合意は守られているのだなど
と言えば、結局はボル・ポト派のあの無法、暴力
を小さく見せ、その蛮行を助長させていくだけで
あります。政府の責任はまさに重大であります。
この点をどう考えているか、あわせて伺っておき
ます。
しかも、カンボジアのような戦場に、みずから

を守ることでできない自衛隊などを派遣する、そ
のこと自体、要員の再配置問題での日本政府とU
NTACの間での混乱が示すように、国連のPK
O活動にも一層の困難を持ち込むことになってい
るのは明らかではありませんか。憲法を守る立場
からはもちろんのこと、PKO法の各条から言っ
ても、自衛隊、そして協力隊を直ちに撤退をさせ
る、そしてボル・ポト派を公然と批判する国際世
論をつくるイニシアチブを発揮すべきでありま
す。これこそが日本が果たし得る真の国際貢献
の道だと思えますが、総理の見解を伺います。
(拍手)

停戦の合意が守られているなどという詭弁の一
方で、血を流す貢献を主張する関係が生まれてい
ることは重大であります。防衛庁長官は、血を流
さないといふことで世界のリーダーとして信頼を
得ることができるとか発言したことが報道されて
いますが、まさに憲法違反の重大な発言でありま
す。あなたは、自衛隊の直接の責任者として、自
衛隊員にもっと血を流せと本当に強要するのです
かどうですか。PKO法とは、血を流す貢献をや
るための法律なのかどうなのか。自衛隊員の家族
の方々も聞いております。はつきりと答えていた
だきます。

最後に、停戦の合意も崩れた、自衛隊及び協力
隊派兵の、そして派遣の条件も全く存在しないこ
とが明白なもので、この現状を直視し、対応を根
本的に再検討し、自衛隊及び協力隊の撤退を図る
ことを再度強く求めて、私の質問を終わります。
(拍手)

〔内閣総理大臣官邸第一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 一九九一年の十月
二十三日パリ和平協定を署名がなされて、カン
ボジアにおける紛争当事者間の停戦合意が発効
したわけでありましたが、九二年の六月十三日より
の停戦第二段階、すなわち武装解除の段階にあり
まして、四派のうち、ボル・ポト派がこれに協力
をしないという事態が起こったわけでありま

また、選挙を目前に控えて、UNTAC要
員に対するものも含めまして、ボル・ポト派によ
るものと言われる攻撃が増加しております。ボ
ル・ポト派は、そういう中で、四月四日に選挙の
不参加を表明いたしました。十三日にはブノン
ペン事務所を閉鎖をいたしましたわけでありま
す。
このように選挙に至るプロセスが当初予定した
ように進んでいませんことは事実であります。そ
れもボル・ポト派の態度によるところが大きい
ということも事実でございますけれども、しかし、
現在、カンボジアにおいて全面的な戦闘が行われ
ているわけではもちろんございませんし、ボル・
ポト派も、SNCからは撤退しないといふことを
言っている、またパリ和平協定は遵守するとい
ふことを言っておるわけでありま

他方、パリ和平協定の基本的枠組みが維持され
ているか否かというところは、これは具体的な状況
に照らして総合的に判断すべきものと思いた
すが、一部の地域で武装集団による襲撃事件ある
いは停戦違反事件が発生していることをもって、パ
リ和平協定の基本的枠組みが崩れていると判断す
ることはいかがであらうかというふうに思ってい
ます。

カンボジア国民の九割が選挙登録をしたとい
うような事実、またシアヌーク殿下もその選挙へ
の参加を国民に呼びかけているということから考
え、UNTAC、関係諸国とともにこの選挙
の実現に努力をすることが大事であると思いま
す。
このような状況でございますから、五原則は満
たされておりますし、憲法上問題があるわけでも
ありません。我が国の自衛隊の撤退等を検討すべ
き段階ではないというふうに考えております。
残りの問題は関係諸国からお答えいたします。
(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 金子議員にお答え申
し上げます。

平成五年五月十三日 衆議院会議録第二十六号

私は、今回のカンボジア訪問におきまして、バンコク市内の病院に入院中の文民警察官四名を見舞ったほか、プノンペン市内で十三名の文民警察隊員と会見をしたわけでございますが、その際、隊員の皆様から任地の治安の状況や生活環境が厳しくなっているといった話を聞くにつけて、日本での生活との違い、その御苦労のほどが感じられたところでございます。(拍手)

〔国務大臣中山利生君登壇〕

○国務大臣(中山利生君) 金子先生のお尋ねは、一昨日私が行いました「我が国の防衛について」という講演の中で、その講演の一番最後のところで、先般アメリカに行つてまいりまして、またガリ国連事務総長にPKO要員の安全確保について特に強くお願いをしたこと等の報告をした中で、我が国は、過去の戦争の経験から、戦争とか軍事行動とかによつて国民の一滴の血も流さない、また周辺諸国の国民の血も一滴も流さないという一つの決意をいたしました。しかし、国際社会におきましては、自由を守るため、あるいは民主、人権といったそれぞれの国の信念を守るため、あるいはさらには平和を守るために、血を流しても守っていく、そういう考え方が一般的であり、日本だけが金と物だけで国際貢献をするというところが、世界のリーダーの一員として本當の信頼を得るゆえんであるかどうかということを申し上げた次第でございます。

私は、長官を拝命して以来一日も忘れずに、国の内外で汗を流しております隊員の安全、健康等について、頭から離れたことはございません。その私が、血を流せとか、そういったことは毛頭ないわけでございますので、心配をされている家族の方々がいらつしやるということでございますので、金子先生からも正しくお伝えをいただいで、安心をしていただくようお願いを申し上げます。(拍手)

「我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての発言に対する和田一仁君の質疑
事件と要員の安全対策等」についての発言に対する和田一仁君の質疑

○副議長(村山喜一君) 和田一仁君。

〔和田一仁君登壇〕

○和田一仁君 私は、民社党を代表して質問をさせていただきます。

今から十日たちますと始まります制憲議会選挙を前にいたしまして、カンボジア情勢が緊迫の様相を見せていることはまことに遺憾なことでございます。混乱の中で亡くなられました国連ボランティアの中田厚仁氏、文民警察の高田晴行警視を初め、犠牲となられた各国の方々の御冥福を心より祈り申し上げます。

私は、かつてPKO協力法案の国会審議がありましたとき、平成三年の九月でございますけれども、この衆議院本会議におきまして、国連の平和維持活動がノーベル平和賞を受賞したときのノーベル賞委員会委員長の言葉を引用した記憶がございます。委員長は、それまでに亡くなった七百三十三人の隊員たちの名譽のために黙禱をさされた後で、こういうことを言われております。「犠牲となった隊員たちは、出身も違えば、経験も異なる。しかし彼らは一つのきずなで結ばれていた。つまり平和にその若さと情熱をささげる心をもったのである。彼らは危険を承知でその任務に志願し、そして人が支払う最も高価な代価を支払ったのだ。」と。

また同じ席で、デクエヤル国連事務総長は、「挑発を前に冷静であり、攻撃されてもお平気であるために、国連平和維持活動の隊員、すなわち将校も兵士も等しく、格別の勇気を発揮しなければならぬ。わが国連部隊はその訓練に耐え、克服してきた。国連平和維持活動の歴史をひもとくと、真の英雄ならではの行為、勇敢なる自己犠牲に満ちているのである。」と語つたのでございます。この言葉にあらわされているように、PKOとは、みずからの危険を承知しつつも平和のために献身する、崇高で誇り高い活動なのであります。

カンボジアの今日のこの事態を、我々はあらか

じめ予想することはもちろんできませんでしたが、一部には、政府がこうなることを予期していたにもかかわらず、それを隠し続けてきたがために今回の不幸な事態を招いたとの指摘がありますけれども、その指摘は間違っていると考えます。

〔拍手〕

しかし、PKOは多かれ少なかれ何らかのリスクを伴うものであるにもかかわらず、政府自身が安全を強調し過ぎた。その結果、PKOは本当に安全だと国民に思い込ませ、安全の神話すらできてしまい、そのために今日の疑心暗鬼が生じたのではないかと思ふのであります。

私は、国会での質問の際にも、PKOが出ていく背景や精神というものをとつとつと国民の間に浸透をさせていかなければならないということに政府に求めてまいりました。それをしっかりとやっていけば、今日の事態に際しても国民の間に動揺は少なかったのではないかと考えるのであります。政府として、PKOについての国民の理解が十分に得られているとお考えかどうかを総理大臣にお尋ねしたいと思います。

民社党は、我が国が国際社会の中で生きていくためには、世界から信頼され、尊敬され、必要とされる国家とならなければならない。そのためには、日本だけが平和であり繁栄すればそれでいいというのではなく、世界の平和に他の国々とともに努力していく国家にならなければならないとの立場から、人的貢献の必要性を説き、PKO協力法の成立にも尽力をいたしたのであります。(拍手)

我が国PKO協力の真価がまさに今問われているのであります。今我が国がカンボジアから撤退すれば、UNTAACは動揺し、PKOそのものの機能に重大な支障が生じ、カンボジアでようやくに開かれたつづつある平和への扉が再び閉ざされるばかりではなく、今後、我が国の国際社会での孤立化を恐れるものでございます。

また、カンボジアの人々やカンボジアの子供たちを見捨てて引き揚げるというのは、どこの国よりも我が国に信頼を寄せているカンボジアの人たちを裏切ることになるのではありませんか。荒れ果てたカンボジアに平和と安定の世界に通ずる道路をつくり、橋をかけ、選挙の準備をしてきた皆さんのこれまでの努力をすべて無にすることになるのであります。私は、単に橋や道路の修復のみでなく、長い内戦、言語に絶する殺りく、このためにすさまじった人心に平和への希望の灯をともし、人の心の温かさをよみがえらせ、心の傷をいやすっているのではないかと思います。せっかく培ってまいりましたこの信頼関係を無に帰せしめるということは、あつていいことではないと思うのであります。

PKOは、我が国単独の行動ではありません。各国が国連の指揮のもとに共同して行動することにより、初めて達成される活動であります。我が国独自の行動は許されるものではありません。現時点で我が国部隊は撤退するべきではなく、また、万が一撤退を余儀なくされる事態となるにしても、五原則の運用は、日本が一方的に判断をして一方的に行うのではなく、UNTAACや各国との緊密な連携と意見交換を踏まえて行動することが最も重要である、このように思うのであります。

我が国は、安全保障理事会の構成員として、UNTAACの目的達成について、参加しているすべての国々に対して共同の責任を持つ立場にあると考えますが、その点について、総理の御見解をお尋ねいたします。(拍手)

我が国初のPKO派遣は、人的貢献の試金石であり、派遣された隊員が無事任務を完了するよう万全の対策を立てることは当然でありますけれども、初めての派遣であり、今回のカンボジアでの経験となりました。このことを踏まえて今後の対応に生かしていくことが非常に大事であります。この見地から、幾つかの点について政府の考え方をただしてまいりたいと思ふます。まず、国会承認の問題についてであります。

カンボジアで我が国の要員の中から不幸にして犠牲者が出たということは、まことに痛ましいこととでありました。しかし、残念ながらPKOは、戦争終結後の、余じんが立ち込めているような地域で行われる以上、こうした事態を招く可能性は常に否定できないのが実情であります。また、その危険は、武器を携帯した自衛隊員ばかりでなく、PKOやPKFの枠を越えて、文民警察官や選挙監視員にも及ぶものであるという実態が改めて明らかになったのであります。

この見地から、PKO派遣に当たっては、昨年の国会で我々が主張したとおり、原則、すべてのPKO派遣を国会で承認することにより、派遣について国会の責任を明らかにし、国民合意のもとにPKOは推進していくということが必要であると考えておりますが、今後この点を検討すべきだと思っております。総理の御所見を賜りたいのであります。

指揮権と武器の使用について、いかがお考えでしょうか。

PKO協力法成立に当たり、三年後の見直し規定が修正により盛り込まれました。ただいま申し上げましたように、既にPKO協力のあり方について見直すべき点が出てきております。また、国連のPKOも、我が国が参加するしないは別といたしまして、ガリ提案に見られるような新しい展開の様相が示されておるわけでありまして、我が国のPKOも、歩兵部隊などいわゆるPKFについては凍結されたままとなっております。今後の我が国の国際貢献のあり方を考え、必要な修正を加えるため、三年後にこだわることなくPKO協力法の見直しを進めるべきであると考えているものであります。これについての総理の御見解をお尋ねいたします。

最後に、我が国は、国際社会の重要な一員として、自由と平和と人権と民主主義、この世界観、価値観を共有するものであります。これからの国際貢献への対応を誤りなきものとしていただくと

とを強く期待いたしました。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣官邸第一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 国際平和協力法の国会の御審議に際しまして、政府がいわゆるPKO活動というものについて安易な御説明をし過ぎたのではないかと御指摘がございました。御指摘は謙虚に承りますが、私といたしましては、実は国会におきまして、PKOというものは、武力行使をしたのでは戦争になってしまうので、それが本意ではない、しかし、脆弱な状況の中で武力を用いずに説得と公平によって、中立性によって仕事をしていくということは決して容易なことではない、殊に我が国の場合、この法律で定めておりますように武器の使用について非常に制限をいたしておりますので、それだけこれは容易でない仕事であるということは申し上げたと自分分で考えておりますけれども、しかし、御指摘の点には十分留意をいたしてまいります。

それから、我が国から派遣された要員、部隊は、停戦の合意が存在しなくなった、あるいは法の定めております条件が欠けたというような場合には、法律に従って行動しなければならぬことは言うまでもございせんが、仮に、仮にそういった事態になりました場合には、御指摘のように、当然のことではあります。UNTAG及びUNTAC参加国とも十分協議、情報交換をしてまいるべきものと考えています。

それから、十三年余りにわたる戦乱と国内混乱を終結させたカンボジアにおきまして、平和を確固たるものにすべく、我が国としても国際社会とともに積極的に貢献をいたしておるわけでございしますが、国際平和協力業務の実施につきまして、これを国会承認との関係でどうするかということ、これは法案審議の過程においていろいろ御議論がございました。結局その御議論の結果、現在の法律の仕組みが制定されておりますので、政府としてはこれに従ってまいったわけでございます。

いずれにいたしましても、平和協力法第七条では、実施計画を作成したまたは変更した際、その内容を国会に報告するとともに、実施状況、実施結果についても報告することを定めておりまして、国会に十分な報告を行うための措置を政府としてとってまいったと考えております。

国際平和協力法においては、業務に従事する個々の自衛官に対し、生命、身体を防護するため武器使用の権限を与えておりますが、これは自己保存のためのいわば自然的な権利とも言うべきものとして、個々の自衛官にその判断をゆだねているということが基本的に適切なことであろうと思っております。

我が国の武器の使用のあり方については、いわゆる五原則の一つとして位置づけられております。国連にもこれを説明し、了解されているところでございます。

なお、この法律では、「法律の施行後三年を経過した場合において」、「法律の実施状況に照らし」、「実施の在り方について見直しを行うもの」とされております。

今日まで、カンボジア及びアンゴラにおきまして実際の協力を行ってまいりました。これらの経験、今後の我が国の平和維持活動への協力に当たり、積極的に生かしていくことが肝要であると考えております。実績を着実に積み重ねてまいりまして、その結果、必要とあれば法律の見直しをお願いすることにならうかと考えております。

(拍手)

○副議長(村山喜一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(村山喜一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
外務大臣 武藤 嘉文君
通商産業大臣 森 喜朗君
運輸大臣 越智 伊平君
郵政大臣 小泉純一郎君
自治大臣 村田敬次郎君
国務大臣 河野 洋平君
国務大臣 中山 利生君

出席政府委員

国際平和協力本部事務局長 萩 次郎君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、去る十一日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 遠藤 乙彦君(理事東三君去る十一日理事辞任につきその補欠)
一、昨十二日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 東 三三君(理事遠藤乙彦君昨十二日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

辞任

補欠

田邊 國男君 前田 正君
吹田 惺君 江口 一雄君
渡部 恒三君 金子徳之介君
北沢 清功君 岡崎 宏美君

通信委員

辭任

佐藤 守良君

谷垣 禎一君

上田 哲君

坂井 弘一君

中井 治君

金子原二郎君

増田 敏男君

山下八洲夫君

近江巳記夫君

塚本 三郎君

建設委員

辭任

塩谷 立君

萩山 教嚴君

谷津 義男君

坂本 剛二君

宮里 松正君

柳本 卓治君

予算委員

辭任

大内 啓伍君

中野 寛成君

議院運営委員

辭任

東中 光雄君

児玉 健次君

特別委員辭任及び補欠選任

(去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。)

政治改革に関する調査特別委員

辭任

奥野 誠亮君

島村 宜伸君

阿部未喜男君

岩垂壽喜男君

後藤 茂君

補欠

増田 敏男君

金子原二郎君

山下八洲夫君

近江巳記夫君

塚本 三郎君

谷垣 禎一君

佐藤 守良君

上田 哲君

坂井 弘一君

中井 治君

坂本 剛二君

柳本 卓治君

宮里 松正君

塩谷 立君

谷津 義男君

萩山 教嚴君

補欠

中野 寛成君

大内 啓伍君

補欠

東中 光雄君

児玉 健次君

赤城 徳彦君

光武 顯君

小澤 克介君

早川 勝君

鈴木喜久子君

土井たか子君

渡部 一郎君

山口那津男君

川端 達夫君

木島日出夫君

小澤 忠正君

赤城 徳彦君

光武 顯君

小澤 克介君

鈴木喜久子君

早川 勝君

松原 脩雄君

東中 光雄君

岩垂壽喜男君

土井たか子君

井上 義久君

渡部 一郎君

松原 脩雄君

鈴木喜久子君

吉岡 賢治君

岩垂壽喜男君

補欠

松原 脩雄君

鈴木喜久子君

日笠 勝之君

冬柴 鐵三君

吉岡 賢治君

土井たか子君

岩垂壽喜男君

議案送付

(去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。)

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第三条の四」を「第三条の八」に改める。)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第三条の四」を「第三条の八」に改める。)

松原 脩雄君

山口那津男君

渡部 一郎君

小澤 忠正君

東中 光雄君

川端 達夫君

奥野 誠亮君

島村 宜伸君

阿部未喜男君

後藤 茂君

岩垂壽喜男君

土井たか子君

木島日出夫君

補欠

松原 脩雄君

鈴木喜久子君

日笠 勝之君

冬柴 鐵三君

吉岡 賢治君

土井たか子君

岩垂壽喜男君

議案送付

(去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。)

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第三条の四」を「第三条の八」に改める。)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第三条の四」を「第三条の八」に改める。)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第三条の四」を「第三条の八」に改める。)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第三条の四」を「第三条の八」に改める。)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第三条の四」を「第三条の八」に改める。)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。)

目次中「第三条の四」を「第三条の八」に改める。)

のたため所持する場合

第三条の二第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。)

第四条第一項第三号中「次条第一項第三号」を「第四号第一項第三号」に改め、

「第三号」を「第二号」に改め、

同条第四号中「第三号の二第二項第五号」を「第三号の二第二項第六号」に改め、

同条第六号中「第三号の二第二項第五号」を「第三号の二第二項第六号」に改め、

「第三号の二第二項第三号」を「第三号の二第二項第四号」に改める。)

第一章中第三条の四の次に次の四号を加える。)

(譲渡しの禁止)

第三条の五 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等(第三条第一項第六号に規定する銃砲に該当するものを除く。以下この条及び第三条の七において同じ。)を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。)

一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、その職務のため、同号に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができるとき又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合

二 第三条第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができるとき又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合

三 第三条第一項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該けん銃等を所持することができるとき又は第四条の規定による当該けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合

とができる者又は第四条の規定による当該

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

けん銃等の所持の許可を受けた者に当該けん銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合
 第三条の六 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

一 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合
 二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合

三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該けん銃部品を所持することができる者に当該けん銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合

(譲受け等の禁止)
 第三条の七 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等を譲り受け、又は借り受けてはならない。

一 第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当してけん銃等を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第三号又は同項第七号に掲げる場合に該当してけん銃等を所持する者から当該所持することができるけん銃等を譲り受け、又は借り受ける場合
 二 第四条の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者が、第三条第一項第二号の二、第三号又は第七号に掲げる場合に該当

してけん銃等を所持する者から当該許可に係るけん銃等を譲り受け、又は借り受ける場合
 第三条の八 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃部品を譲り受け、又は借り受けてはならない。

一 第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合
 二 第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持することができる者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当してけん銃部品を所持する者から当該所持することができるけん銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合
 第五条第一項第五号中「、第三条の三又は第三条の四を」若しくは第三条の三から第三条の八まで「に改め、」違反して「の下に」又は第三十一条の七、第三十一条の九、第三十一条の十若しくは第三十一条第一号の罪を犯して」を加える。

第八条第六項中「譲り渡し」を「売り渡し」に改め、同条第八項中「譲渡」を「売渡し」に改める。
 第八条の二第一項中「第三条の二第一項第三号」を「第三条の二第一項第四号」に、「譲り渡し」を「売り渡し」に改め、同条第二項中「第三条の二第一項第三号」を「第三条の二第一項第四号」に改め、同条第三項中「譲渡」を「売渡し」に改める。

第九条の八第四項、第九条の十二第三項及び第十一条第八項中「譲渡」を「売渡し」に改める。
 第十一条の二第一項及び第二項中「第三条の二第一項第三号」を「第三条の二第一項第四号」に改め、同条第三項中「譲渡」を「売渡し」に改める。
 第二十一条の二第一項中「捕鯨用標識銃等販売事業者は」の下に、「第三条の五の規定により譲渡しが禁止される場合のほか」を加え、「第三条第一項第一号、第二号」を「第三条第一項第一号の二」に改め、同条第二項中「設置する者は」の下に、「第三条の五の規定により譲渡し又は貸付けが禁止される場合のほか」を加え、「第三条第一項第一号、第二号」を「第三条第一項第一号の二」に改める。
 第二十五条第四項及び第五項中「譲渡」を「売渡し」に改める。
 第三十一条第一項中「一年以上十年以下の懲役」を「三年以上の有期徒刑」に改め、同条第二項中「一年以上の有期徒刑」を「無期若しくは五年以上の有期徒刑」に改める。
 第三十一条の二を次のように改める。
 第三十一条の二 第三条第一項の規定に違反してけん銃等を所持した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
 2 前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係るけん銃等を、当該けん銃等に適合する実包又は当該けん銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したものは、三年以上の有期徒刑に処する。
 第三十一条の八第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
 二 第三条の六又は第三条の八の規定に違反した者
 第三十一条の八を第三十一条の十二とし、第三十一条の七を第三十一条の十一とし、第三十

一条の六を第三十一条の九とし、同条の次に次の一号を加える。
 第三十一条の十 第三条の五及び第三条の七の規定により禁止されるけん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。
 第三十一条の五を第三十一条の八とし、第三十一条の四を第三十一条の七とし、第三十一条の三を第三十一条の六とし、第三十一条の二の次に次の三条を加える。
 第三十一条の三 第三条の五又は第三条の七の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
 2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期徒刑又は三年以上の有期徒刑及び二百万円以下の罰金に処する。
 3 前二項の未遂罪は、罰する。
 第三十一条の四 第三条第一項の規定に違反してけん銃等を所持する者が当該けん銃等を提出して自首したときは、当該けん銃等の所持についての第三十一条の二の罪及び当該けん銃等の所持に係る譲受け又は借受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減軽し、又は免除する。
 第三十一条の五 偽りの方法によりけん銃等の所持について第四号又は第六号の規定による許可を受けた者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
 第三十三条第二号を削り、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
 一 第三条の六及び第三条の八の規定により禁止されるけん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者
 第三十三条に次の一号を加える。
 三 第二十一条の二第一項の規定に違反して銃砲(けん銃等を除く。以下この号において同じ。若しくは刀剣類を譲り渡し、又は

一条の六を第三十一条の九とし、同条の次に次の一号を加える。
 第三十一条の十 第三条の五及び第三条の七の規定により禁止されるけん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。
 第三十一条の五を第三十一条の八とし、第三十一条の四を第三十一条の七とし、第三十一条の三を第三十一条の六とし、第三十一条の二の次に次の三条を加える。
 第三十一条の三 第三条の五又は第三条の七の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
 2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期徒刑又は三年以上の有期徒刑及び二百万円以下の罰金に処する。
 3 前二項の未遂罪は、罰する。
 第三十一条の四 第三条第一項の規定に違反してけん銃等を所持する者が当該けん銃等を提出して自首したときは、当該けん銃等の所持についての第三十一条の二の罪及び当該けん銃等の所持に係る譲受け又は借受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減軽し、又は免除する。
 第三十一条の五 偽りの方法によりけん銃等の所持について第四号又は第六号の規定による許可を受けた者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
 第三十三条第二号を削り、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
 一 第三条の六及び第三条の八の規定により禁止されるけん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者
 第三十三条に次の一号を加える。
 三 第二十一条の二第一項の規定に違反して銃砲(けん銃等を除く。以下この号において同じ。若しくは刀剣類を譲り渡し、又は

一条の六を第三十一条の九とし、同条の次に次の一号を加える。
 第三十一条の十 第三条の五及び第三条の七の規定により禁止されるけん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。
 第三十一条の五を第三十一条の八とし、第三十一条の四を第三十一条の七とし、第三十一条の三を第三十一条の六とし、第三十一条の二の次に次の三条を加える。
 第三十一条の三 第三条の五又は第三条の七の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
 2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期徒刑又は三年以上の有期徒刑及び二百万円以下の罰金に処する。
 3 前二項の未遂罪は、罰する。
 第三十一条の四 第三条第一項の規定に違反してけん銃等を所持する者が当該けん銃等を提出して自首したときは、当該けん銃等の所持についての第三十一条の二の罪及び当該けん銃等の所持に係る譲受け又は借受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減軽し、又は免除する。
 第三十一条の五 偽りの方法によりけん銃等の所持について第四号又は第六号の規定による許可を受けた者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
 第三十三条第二号を削り、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
 一 第三条の六及び第三条の八の規定により禁止されるけん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者
 第三十三条に次の一号を加える。
 三 第二十一条の二第一項の規定に違反して銃砲(けん銃等を除く。以下この号において同じ。若しくは刀剣類を譲り渡し、又は

一条の六を第三十一条の九とし、同条の次に次の一号を加える。
 第三十一条の十 第三条の五及び第三条の七の規定により禁止されるけん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。
 第三十一条の五を第三十一条の八とし、第三十一条の四を第三十一条の七とし、第三十一条の三を第三十一条の六とし、第三十一条の二の次に次の三条を加える。
 第三十一条の三 第三条の五又は第三条の七の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
 2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期徒刑又は三年以上の有期徒刑及び二百万円以下の罰金に処する。
 3 前二項の未遂罪は、罰する。
 第三十一条の四 第三条第一項の規定に違反してけん銃等を所持する者が当該けん銃等を提出して自首したときは、当該けん銃等の所持についての第三十一条の二の罪及び当該けん銃等の所持に係る譲受け又は借受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減軽し、又は免除する。
 第三十一条の五 偽りの方法によりけん銃等の所持について第四号又は第六号の規定による許可を受けた者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
 第三十三条第二号を削り、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
 一 第三条の六及び第三条の八の規定により禁止されるけん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者
 第三十三条に次の一号を加える。
 三 第二十一条の二第一項の規定に違反して銃砲(けん銃等を除く。以下この号において同じ。若しくは刀剣類を譲り渡し、又は

一条の六を第三十一条の九とし、同条の次に次の一号を加える。
 第三十一条の十 第三条の五及び第三条の七の規定により禁止されるけん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。
 第三十一条の五を第三十一条の八とし、第三十一条の四を第三十一条の七とし、第三十一条の三を第三十一条の六とし、第三十一条の二の次に次の三条を加える。
 第三十一条の三 第三条の五又は第三条の七の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
 2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期徒刑又は三年以上の有期徒刑及び二百万円以下の罰金に処する。
 3 前二項の未遂罪は、罰する。
 第三十一条の四 第三条第一項の規定に違反してけん銃等を所持する者が当該けん銃等を提出して自首したときは、当該けん銃等の所持についての第三十一条の二の罪及び当該けん銃等の所持に係る譲受け又は借受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減軽し、又は免除する。
 第三十一条の五 偽りの方法によりけん銃等の所持について第四号又は第六号の規定による許可を受けた者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
 第三十三条第二号を削り、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
 一 第三条の六及び第三条の八の規定により禁止されるけん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者
 第三十三条に次の一号を加える。
 三 第二十一条の二第一項の規定に違反して銃砲(けん銃等を除く。以下この号において同じ。若しくは刀剣類を譲り渡し、又は

同条第二項の規定に違反して銃砲若しくは

刀剣類を譲り渡し、若しくは貸し付けた者
第三十四条中「第三十一条の二から第三十一
条の四までは第三十一条の六を第三十一条
の五から第三十一条の七まで、第三十一条の九
又は第三十一条の十一に改める。
第三十五条第二号中「第十八条第三項の下に
「第二十一条の二を「違反した者」の下に
「第三十三条第三号に該当する者を除く。」を
加える。

第三十七条中「第三十一条の二から第三十一
条の四までは第三十一条の六、第三十一条の七、
第三十一条の八第一号を第三十一条の三第二
項若しくは第三項、第三十一条の五から第三十
一条の七まで、第三十一条の九、第三十一条の
十一、第三十一条の十二第一号若しくは第二
号に改め、同条に次の一項を加える。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理
人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関し、第三十一条の二の違反行為
をしたときは、行為者を罰するほか、その法
人又は人に対しても、二百万円以下の罰金刑
を科する。

(武器等製造法の一部改正)
第二十一条 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四
十五号)の一部を次のように改正する。
第三十一条第一項中「一年以上十年以下の懲
役」を「三年以上の有期徒刑」に改め、同条第二
項中「一年以上の有期徒刑」を「無期若しくは五
年以上の有期徒刑」に、「三百万円」を「五百万
円」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経
過した日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

理由

最近におけるけん銃使用犯罪の案情等にかんが
み、けん銃等の輸入、所持及び製造に関する罰則
を強化するとともに、けん銃等の譲渡、譲受け
等に罰則を適用することとするほか、けん銃等を
不法に所持する者が当該けん銃等を提出して自首
した場合に当該所持等に係る刑を減軽し、又は
免除することとする等の必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法
の一部を改正する法律案(内閣提出)に関す
る報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近におけるけん銃使用犯罪の案情
等にかんがみ、けん銃等の不法所持の根絶を図
るため、所要の措置を講じようとするもので、
その要旨は次のとおりである。

1 罰則の強化

(一) けん銃等の密輸入及び不法所持に関する
罰則を強化すること。
(二) けん銃等の密造に関する罰則を強化する
こと。

2 けん銃等及びけん銃部品の譲渡、譲受け
等の禁止

けん銃等及びけん銃部品の譲渡し、譲受け
等を一定の場合を除き禁止し、所要の罰則を
設けること。

3 けん銃等を提出して自首した者に係る刑の
減免

不法所持者が当該所持に係るけん銃等を提
出して自首した場合には、当該所持等に係る
刑を減軽し、又は免除すること。

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

5 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一月を

経過した日から施行することとするほか、所
要の経過措置を定めること。

二 議案の可決理由

最近におけるけん銃使用犯罪の案情等にかん
がみ、けん銃等の密輸入、不法所持及び密造に
関する罰則の強化、けん銃等の譲渡、譲受け
等の禁止、けん銃等を提出して自首した者に係
る刑の減免等所要の措置を講じようとする本案
は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決
した。
右報告する。

平成五年五月十一日

地方行政委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議長 櫻内 義雄殿

及び性能を有する必要があるものとして政令で定
めるものは、第二十七条に改める。
第十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項
第一号中「足る」を「足りる」に改め、同項に次の一
号を加える。
三 当該予報業務を行う事業所につき、第十九
条の二の要件を備えることとなつてい
る。
第十八条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項
第二号中「役員が」の下に「第一号又は」を加え、同
号を同項第三号とし、同項第一号中「者が」の下に
「第二十一条の規定により」を加え、「取消」を「取
消し」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第
一号として次の一号を加える。
一 許可を受けようとする者が、この法律の規
定により罰金以上の刑に処せられ、その執行
を終り、又はその執行を受けることがなく
なつた日から二年を経過しない者である
こと。
第十九条の次に次の二条を加える。
(気象予報士の設置)
第十九条の二 第二十七条の規定により許可を受け
た者は、当該予報業務を行う事業所ごとに、運
輸省令で定めるところにより、気象予報士(第
二十四条の二の登録を受けている者をいう。
以下同じ)を置かなければならない。
(気象予報士に行わせなければならない業務)
第十九条の三 第二十七条の規定により許可を受け
た者は、当該予報業務のうち現象の予想につ
いては、気象予報士に行わせなければなら
ない。
第二十條の次に次の一条を加える。
(業務改善命令)
第二十條の二 気象庁長官は、第二十七條の規定に
より許可を受けた者が第十八条第一項各号の一
に該当しないこととなつた場合その他第十七
條の規定により許可を受けた者の予報業務の適正
な運営を確保するため必要があると認めるとき
は、当該許可を受けた者に対し、その施設及び

平成五年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案及び同報告書

同報告書

一七

平成五年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

氣象業務法の一部を改正する法律案及び同報告書

一八

要員について同項各号に適合するための措置その他当該業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「又はこれに基づく処分」を若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十八条第二項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

第二十二条中「予報業務」の下に「の全部又は一部」を加え、「すみやかに」を「その日から三十日以内に」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 氣象予報士

(試験)

第二十四条の二 氣象予報士にならうとする者は、氣象庁長官の行う氣象予報士試験(以下「試験」という。)に合格しなければならない。

2 試験は、氣象予報士の業務に必要な知識及び技能について行う。

(試験の一部免除)

第二十四条の三 試験を受ける者が、予報業務その他運輸省令で定める氣象業務に関し運輸省令で定める業務経歴又は資格を有する者である場合には、運輸省令で定めるところにより、試験の一部を免除することができる。

(氣象予報士となる資格)

第二十四条の四 試験に合格した者は、氣象予報士となる資格を有する。

(指定試験機関の指定等)

第二十四条の五 氣象庁長官は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 氣象庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第二十四条の六 氣象庁長官は、他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 氣象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第二十四条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十四条の九第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十四条の七 氣象庁長官は、指定試験機関の指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を氣象庁長官に届け出なければならない。

3 氣象庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(試験員)

第二十四条の八 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、氣象予報士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、運輸省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

ない。

(役員等の選任及び解任)

第二十四条の九 試験事務に従事する指定試験機関の役員(以下「役員」という。)の選任及び解任は、氣象庁長官の認可を受けなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を氣象庁長官に届け出なければならない。

3 氣象庁長官は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十四条の十一第一項の試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十四条の十 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第二十四条の十一 指定試験機関は、運輸省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、氣象庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 氣象庁長官は、前項の認可をした試験事務規

程が試験事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
(事業計画等)

第二十四条の十二 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、気象庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に気象庁長官に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十四条の十三 指定試験機関は、運輸省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で運輸省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十四条の十四 気象庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第二十四条の十五 指定試験機関は、気象庁長官の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 気象庁長官は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十四条の十六 気象庁長官は、指定試験機関が第二十四条の六第二項各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 気象庁長官は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。
二 第二十四条の六第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第二十四条の九第三項、第二十四条の十一第二項又は第二十四条の十四の規定による命令に違反したとき。

四 第二十四条の十一第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。
3 気象庁長官は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(気象庁長官による試験事務の実施)

第二十四条の十七 気象庁長官は、指定試験機関が第二十四条の十五第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとき

は、第二十四条の五第三項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 気象庁長官は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてい

る試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 気象庁長官が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第二十四条の十五第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、運輸省令で定める。

(合格の取消し等)

第二十四条の十八 気象庁長官は、不正な手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験の合格の決定を取り消し、又はその試験を停止することができる。

2 指定試験機関は、前項に規定する気象庁長官の職権を行うことができる。

3 気象庁長官は、前二項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、二年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとする

ことができる。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条の十九 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、気象庁長官に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(登録)

第二十四条の二十 気象予報士となる資格を有す

る者が気象予報士となるには、気象庁長官の登録を受けなければならない。

(欠格事由)

第二十四条の二十一 次の各号の一に該当する者は、前条の登録を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十四条の二十五第一項第三号の規定による登録の抹消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(登録の申請)

第二十四条の二十二 第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、登録申請書を気象庁長官に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、気象予報士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十四条の二十三 気象庁長官は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その者が第二十四条の二十一各号の一に該当する場合を除き、次に掲げる事項を気象予報士名簿に登録しなければならない。

一 登録年月日及び登録番号

二 氏名及び生年月日

三 その他運輸省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第二十四条の二十四 気象予報士は、前条の規定により気象予報士名簿に登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を気象庁

長官に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第二十四条の二十五 気象庁長官は、気象予報士が次の各号の一に該当する場合又は本人から第二十四条の二十の登録の抹消の申請があつた場合には、当該気象予報士に係る当該登録を抹消しなければならない。

一 死亡したとき。

二 第二十四条の二十一第一号に該当することとなつたとき。

三 偽りその他不正な手段により第二十四条の二十の登録を受けたことが判明したとき。

四 第二十四条の十八第一項の規定により試験の合格の決定を取り消されたとき。

2 気象予報士が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その相続人又は当該気象予報士は、遅滞なく、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

(試験手数料等)

第二十四条の二十六 試験又は第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を国(指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

(運輸省令への委任)

第二十四条の二十七 この章に定めるもののほか、試験、指定試験機関及び第二十四条の二十の登録に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第三章の三 民間気象業務支援センター(指定)

第二十四条の二十八 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

一 職員、業務の実施の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

(業務)

第二十四条の二十九 センターは、第十七条の規定により許可を受けて行われる予報業務その他の民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び産業、交通その他の社会活動における気象に関する情報の利用の促進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 観測の成果、気象庁がその業務の実施の過程において作成した予報に関する情報その他の気象庁が保有する情報(以下「気象情報」という。)の提供を行うこと。

二 前号に掲げる業務(以下「情報提供業務」という。)及び気象情報の利用に関する調査及び研究を行うこと。

三 気象情報の利用に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

四 気象情報を利用する者に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び気象情報の社会活動における利用の促進を図るために必要な業務を行うこと。

(センターへの情報提供等)

第二十四条の三十 気象庁長官は、センターに対し、情報提供業務の実施に必要な気象情報であつて運輸省令で定めるものを提供するとともに、当該業務の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(情報提供業務規程)

第二十四条の三十一 センターは、情報提供業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施方法、当該業務に関する料金その他の運輸省令で定める事項について情報提供業務規程を定め、気象庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 気象庁長官は、前項の認可をした情報提供業務規程が情報提供業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、センターに対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第二十四条の三十二 センターは、運輸省令で定めるところにより、情報提供業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(準用規定)

第二十四条の三十三 第二十四条の六第二項(第

一号を除く。)、第二十四条の七、第二十四条の九第一項及び第三項、第二十四条の十二並びに第二十四条の十四から第二十四条の十六までの規定は、センターについて準用する。この場合において、第二十四条の六第二項中「前条第二項」とあるのは「第二十四条の二十八」と、同項第三号中「第二十四条の十六第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の三十三において準用する第二十四条の十六第一項又は第二項」と、同項第四号中「第二十四条の九第三項」とあるのは「第二十四条の三十三において準用する第二十四条の九第三項」と、第二十四条の七第一項中「試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日」とあるのは「並びに第二十四条の二十九に規定する業務を行う事務所の所在地」と、同条第二項、第二十四条の九第一項及び第三項、第二十四条の十二、第二十四条の十四、第二十四条の十五の見出し及び同条第一項並びに第二十四条の十六第二項及び第三項中「試験事務」とあるのは「第二十四条の二十九に規定する業務」と、第二十四条の九第三項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、「第二十四条の十一第一項の試験事務規程」とあるのは「第二十四条の三十一第一項の情報提供業務規程」と、第二十四条の十六第一項中「第二十四条の六第二項各号」とあるのは「第二十四条の三十三において準用する第二十四条の六第二項各号」と、同条第二項第一号中「この章」とあるのは「第二十四条の三十一第一項若しくは第二十四条の三十二の規定又は第二十四条の三十三において準用するこの章」と、同項第二号中「第二十四条の六第一項各号の一」とあるのは「第二十

四の二十八各号の「一」と、同項第三号中「第二十四条の九第三項、第二十四条の十一第二項又は第二十四条の十四」とあるのは「第二十四条の三十一第二項の規定又は第二十四条の三十三において準用する第二十四条の九第三項若しくは第二十四条の十四」と、同項第四号中「第二十四条の十一第一項の規定により認可を受けた試験事務規程」とあるのは「第二十四条の三十一第一項の規定により認可を受けた情報提供業務規程」と読み替へるものとする。

第二十六条第二項中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「第二十一及び第二十二」を「及び第二十」の二から「第二十二」までに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十の二中「第十八条第一項各号の「一」とあり、及び「同項各号」とあるのは、「第十八条第一項第一号」と読み替へるものとする。

第二十七条中「左に掲げる」を「第九条の政令で定める」に改め、同条各号を削る。

第三十条第二項中「昭和三十七年法律第六十号」を削る。

第三十三条の見出しを「(検定手数料等)」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

(許可等の条件)
第四十条の二 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを變更することが出来る。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第四十一条第一項中「第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において」に改め、「船舶」の下に「対し」を加え、同条第三項中「前項の検査」を「前二項の規定による権限」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又はセンタ一の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十一条第二項中「第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その職員を派遣して」を「立ち入り」に、「検査させる」を「検査させ、又は関係者に質問させる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又はセンタ一に対し、その業務に関し、報告させることができる。

第四十二条中「前条第二項」を「前条第三項若しくは第四項」に、「呈示し」を「提示し」に改める。

第四十三条第一項中「調査及び」を「情報の収集及び作成、調査並びに」に改め、同条第二項中「設計、製作、検定、修理及び調整を委託する者は、運輸省令の」を「委託をする者は、運輸省令で」に改める。

第七章中第四十三条の二を第四十三条の三とし、第四十三条の次に次の一条を加える。

(経過措置)
第四十三条の二 この法律の規定に基づき命令を

制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七中第四十三条の三の次に次の一条を加える。

(運輸省令への委任)
第四十三条の四 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、運輸省令で定める。

第四十四条中「五万円」を「百万円」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十四条の十第一項の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者
二 指定試験機関が第二十四条の十六第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員
三 センタ一が第二十四条の三十三において準用する第二十四条の十六第二項の規定による第二十四条の二十九に規定する業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をしたセンタ一の役員又は職員

第四十六条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「五十万円」に改め、第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加える。

三 第三十九条の規定に違反して認可を受けないで予報業務の目的又は範囲を變更した者
四 第十九条の三の規定に違反して気象予報士以外の者に現象の予想を行わせた者

五 第二十一条(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者
六 第二十三条の規定に違反して警報をした者
第四十七条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「二十万円」に改め、第一号を次のように改める。

一 第二十条の二(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第四十七條第二号を削り、同条第三号中「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「に違反して」を「による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に、「又は忌避した」を「若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十八条中「前四条」を「第四十四条、第四十六条又は第四十七条」に、「罰するの外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削り、同条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十八条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又はセンタ一の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十三の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十四条の十五第一項(第二十四条の三十三において準用する場合を含む。)の規定に

違反して試験事務の全部又は第二十四条の二十九に規定する業務の全部を廃止したとき。
三 第四十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十一条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
第四十九条の次に次の一条を加える。

第五十条 第二十二條(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び第二十七條の改正規定並びに第七章第四十三條の二を第四十三條の三とし、第四十三條の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十八條第一項に一号を加える改正規定、第十九條の次に二條を加える改正規定、第二十六條第二項の改正規定(第一項第二号の下に「及び第三号」を加える部分に限る。)、第四十六條第三号を第七号とし、第二号の次に四号を加える改正規定(同条第四号に係る部分に限る。)、及び附則第六條の規定は、この法律の施行の日から一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に気象庁長官がこの法律による改正前の気象業務法(以下「旧法」とい

う。)第二十一条ただし書(旧法第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定によりした旧法第十八條第一項第一号又は第二号に適合するための措置をとるべきことの命令は、この法律による改正後の気象業務法(以下「新法」といふ。)第二十条の二(新法第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定により気象庁長官がした命令とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十七條第一項又は第二十六條第一項の規定により許可を受けている者に対する新法第二十一条(新法第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令又は許可の取消

第四十三の二 予報業務の許可

気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七條第一項(予報業務の許可)の予報業務の許可

(運輸省設置法の一部改正)

第七條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
第三條の二第一項第百七十二号の次に次の一号を加える。
百七十二の二 気象予報士に関すること。

気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会の高度情報化の進展等に対応し、民間における気象業務の健全な発達を図るため、気象庁以外の者が行う予報業務に関し、気象予報士制度を創設するとともに、気象庁長官が民間気象業務支援センターを指定し、気象

しの処分に關しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十三号の次に次の一号を加える。

許可件数	一件につき九万円
------	----------

庁が保有する気象情報の提供を行わせる等の措置を講じる等所要の施策を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 気象庁長官の許可を受けて予報業務を行おうとする者は、事業所ごとに気象予報士を置き、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならないこととする。

2 気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報士試験に合格し、気象庁長官の行う登録を受けなければならないこととする。

3 気象庁長官は、指定試験機関に、気象予報士試験の実施に關する事務を行わせることができることとする。

4 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を目的として設立された法人を、民間気象業務支援センターとして指定することができることとする。

5 民間気象業務支援センターは、民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び社会活動における気象に關する情報の利用の促進を図るため、気象庁が保有する気象情報を提供する等の業務を行うことができることとする。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

7 その他所要の規定の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、民間における気象業務の健全な発達を図り、もって、今後、時代の要請に適合した気象サービスの高度化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成五年五月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
運輸委員長 森田 一

(別紙)

気象業務法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき万全の措置を講ずべきである。

一 改正法に關連する政省令の制定等施行の準備過程において、民間氣象事業者、報道機關等の關係者と十分な調整を行い、その意見を反映すること。

二 氣象予報士制度の導入に關しては、氣象業務法第十七条の許可を受けた者の行う氣象關係業務等に配慮し、新制度への円滑な移行を図ること。また、氣象予報士試験の内容、実施スケジュール等に関し、十分な周知を図り、地域・学歴・年齢等によって不公平が生じることのないよう配慮すること。

三 新たな資格制度の導入に併せ、民間予報業務の活性化及び關係者の負担軽減のための許認可の運用について簡素化を図ること。

四 民間氣象業務支援センターが行う情報提供業務に対する料金については、氣象情報の公共的性格にかんがみ、経理を公開して、關係者と協議の上、同業務の遂行に必要とされる最小限度の費用を賄うものに限ること。

五 指定試験機関及び民間氣象業務支援センターの指定に当たっては、適正を期するとともに、これら機關の運営が適正に行われるよう指導・監督すること。

六 民間氣象業務の発達に寄与するため、氣象庁は、民間氣象業務支援センターに提供する情報の内容の高度化に努めること。

七 社会の高度情報化に対応し、氣象審議会答申第十八号の内容にかんがみ、氣象庁においても、一般向け予報の充実を努めるとともに、氣象庁を中心とする防災氣象情報の高度化及び提供の迅速化を図ること。

八 防災氣象情報の一元的な提供体制を確保する

ため、氣象庁の防災氣象情報と民間氣象事業者等の氣象情報との整合性に配慮すること。

九 國際的な協力を推進するため、地球温暖化現象、エルニーニョ現象等の諸課題の原因究明等に関する調査・研究の拡充に努めること。

十 氣象情報提供のあり方については、十分關係者の意見を聴き、氣象庁の体制の充実及び業務の高度化を図ること。

十一 民間氣象業務支援センターと財団法人日本氣象協会との事業の役割分担を明確にするとともに、これらの運営に当たっては、民間氣象事業者等の事業を圧迫することのないよう指導・監督すること。

不正競争防止法案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成五年四月九日

參議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

不正競争防止法

不正競争防止法(昭和九年法律第十四号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに關する國際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に關する措置等を講じ、もつて國民經濟の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に

掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は營業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は營業と混同を生じさせる行為

二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

三 他人の商品(最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。)の形態(当該他人の商品と同種の商品(同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品)が通常有する形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により營業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)又は不正取得行為により取得した營業秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。)

五 その營業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで營業秘密を取得し、又はその取得した營業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその營業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した營業秘密を使用し、又は開示する行為

七 營業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその營業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その營業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その營業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその營業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその營業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。)であること若しくはその營業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで營業秘密を取得し、又はその取得した營業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその營業秘密について不正開示行為があつたこと若しくはその營業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した營業秘密を使用し、又は開示する行為

十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは

は数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

十二 パリ条約(商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第四条第一項第二号に規定する権利(商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。)を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

2 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。

3 この法律において「標章」とは、商標法第二条第一項に規定する標章をいう。

4 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の

事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。
(差止請求権)

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

(損害賠償)

第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によつて生じた損害については、この限りでない。

(損害の額の推定等)

第五条 不正競争によつて営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。

2 第二条第一項第一号から第九号まで又は第十

二号に掲げる不正競争によつて営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

二 第二条第二項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用

三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用

四 第二条第一項第十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(書類の提出)

第六条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(信用回復の措置)

第七条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判

所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

(消滅時効)

第八条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

(外国の国旗等の商業上の使用禁止)

第九条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であつて通商産業省令で定めるもの(以下「外国国旗等」という。)と同一若しくは類似のもの(以下「外国国旗等類似記章」という。)を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可(許可に類する行政処分を含む。以下同じ。)を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の通商産業省令で定める外国の国の紋章(以下「外国紋

章」といふ。)を使用し、又は外国紋章を使用した商品に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために譲渡し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて通商産業省令で定めるもの(以下「外国政府等記号」といふ。)と同一若しくは類似のもの(以下「外国政府等類似記号」といふ。)をその外国政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために譲渡し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(国際機関の標章の商業上の使用禁止)

第十条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして通商産業省令で定める国際機関をいう。以下同じ。)と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて通商産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの(以下「国際機関類似標章」といふ。)を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために譲

示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

第三十一条 第三号から第八号まで、第十三号(第三号に係る部分を除く。)及び第十四号の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じ、当該各号に定める行為については、適用しない。

- 一 第二条第一項第一号、第二号、第十号及び第十二号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称する。)を普通用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために譲渡し、輸出し、若しくは輸入する行為(同項第十号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。)
- 二 第二条第一項第一号、第二号及び第十二号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲

渡若しくは引渡しのために譲渡し、輸出し、若しくは輸入する行為(同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。)

三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が必要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために譲渡し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために譲渡し、輸出し、若しくは輸入する行為

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは引渡しのために譲渡し、輸出し、若しくは輸入する行為

2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

- 一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者(自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために譲渡し、輸出し、又は輸入する者を含む。)
- 二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者(その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために譲渡し、輸出し、又は輸入する者を含む。)(経過措置)

第十二条 この法律の規定に基づき通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十号に掲げる不正競争を行った者

二 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者(前号に掲げる者を除く。)

三 第九条又は第十号の規定に違反した者

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して一億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の不正競争防止法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法(以下「旧法」という。)によって生じた効力を妨げない。

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 新法第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)

二 新法第二条第一項第三号に掲げる行為に該当するもの

三 新法第二条第一項第十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの

第四条 新法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成三年六月十五日前に行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であつて同日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。)(及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。)

一 新法第二条第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する営業秘密を開示する行為

二 新法第二条第一項第五号及び第八号に規定する営業秘密を取得する行為並びにこれらの行為により取得した営業秘密を使用する行為
第五条 新法第六条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第六条 新法第七条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号、第三号又は第十号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第九条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十号ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

第八条 新法第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章(旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品若しくは引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第十三条(第三号に係る部分を除く。)(及び第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十一条 この法律の施行前にした行為に関する旧法第三条に規定する外国人が行う同条に規定する請求については、なお従前の例による。

(商標法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項を次のように改める。

附則第八条第一項に規定する場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法(平成五年法律第 号)第二条第一項

第一号、第三号、第四条本文、第五条第一項、第二項(第一号に係る部分に限る。)(及び第三項、第六号、第七号、第十一条第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(及び第二項、第十三条第一号に係る部分に限る。)(並びに第十四条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)(とあるのは「他の登録商標(商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)附則第八条第一項に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。)(と、商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品若しくは引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は」とあるのは「登録商標を使用し

他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第三条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争(前条第一項第一号に掲げる不正競争をいう。次条、第五条第一項、第六条及び第七条において同じ。)」と、同条及び同法第十一条第二項中「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七条中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五条第一項及び第二項中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同項中「第二項第一項第一号から第九号まで又は第十二号」とあり、同項第一号中「第二項第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十一条第一項第一号中「第二項第一項第一号、第二号、第十号及び第十二号」とあり、同項第二号中「第二項第一項第一号、第二号及び第十二号」とあり、及び同法第十三条第一号中「第二項第一項第一号又は第十号」とあるのは「第二項第一項第一号」と、同法第五条第二項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十一条第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称す

る。)」とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中「使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に使われる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為(同項第十号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に使われる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。)」とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為(同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。)」とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示」と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示」とあるのは「登録商標」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同条第二項中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者(自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しく

は引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。)」とあるのは「自己の氏名を使用する者」と、同項第二号中「他人の商品等表示」と同一又は類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者(その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。)」とあるのは「登録商標に係る業務を承継した者」とする。
(罰則の適用に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
不正競争防止法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、現行不正競争防止法がその防止を目的としている不正な競争とみるべき事象が一向に収まらない事態に対処するため、営業上の利益を侵害された者の救済制度を充実する等の措置を講じるとともに、併せて現行法体系の整備を図るため全部改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 目的
この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の確実な実施を確保する

ため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
2 定義
この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
(一) 他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似のものを使用した商品の譲渡等をして、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
(二) 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示を使用した商品の譲渡等をする行為
(三) 販売された日から三年を超えない他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等をする行為
(四) 営業秘密の不正取得行為及び不正開示行為等
(五) 商品若しくは役務に、その内容等について誤認させるような表示をし、又はその表示をして商品の譲渡等をし、若しくは役務を提供する行為
(六) 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為
(七) 商標に関する権利を有する者の代理人等が、その権利を有する者の承諾を得ないでその商標を商品に使用してその商品の譲渡等をし、若しくは役務に使用してその役務を提供する行為

平成五年五月十三日 衆議院会議録第二十六号

不正競争防止法案及び同報告書 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案及び同報告書

二八

3 差止請求権

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者等に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

4 損害賠償

不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、その損害を賠償する責めに任ずる。

5 損害の額の推定

不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により利益を侵害した者に対し損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により受けた利益の額を、利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。

6 書類の提出

裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な書類の提出を命ずることができる。

7 信用回復の措置

不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、信用を害された者の請求により、その者の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

8 消滅時効

営業秘密の使用に対する差止請求権は、保有者がその事実及び行為者を知った時から三年間行わないとき又は行為の開始の時から十年を経過したときは、時効によって消滅する。

る。

9 罰則

一定の不正競争を行った者等に対する罰則を規定し、罰金の最高限度額を三百万円（法人に対する罰金の最高限度額については一億円に引き上げる）。

10 その他

外国国旗等及び国際機関の標章の商業上の使用禁止、適用除外について所要の規定を設ける。

11 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定するとともに、商標法の一部を改正する法律について所要の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、不公正な競争とみるべき事態が一向に取まらない現状に対処するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年五月十二日

商工委員長 井上 普方
衆議院議長 櫻内 義雄殿

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案

右 国会に提出する。

平成五年二月十五日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信・放送役務」とは、電気通信役務（電気通信事業法昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。並びに放送（放送法昭和二十五年法律第三十二号）第二条第一号に規定する放送をいう。以下同じ。及び有線放送（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ。）の役務をいう。

2 この法律において「解説番組」とは、テレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）において送られる映像を視覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であって、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン音声多重放送（同法第三条の二第四項に

規定するテレビジョン音声多重放送をいう。）の放送番組であるものをいう。

3 この法律において「字幕番組」とは、テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を文字又は図形により聴覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であって、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン文字多重放送（放送法第三条の二第四項に規定するテレビジョン文字多重放送をいう。）の放送番組であるものをいう。

4 この法律において「通信・放送身体障害者利用円滑化事業」とは、次に掲げる業務を行う事業であって、身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもので、身体障害者の利便の増進に著しく寄与するものをいう。

一 通信・放送役務を提供し、又は開発する業務

二 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工作物を設置する業務

三 解説番組、字幕番組その他の放送又は有線放送の放送番組を制作する業務

(基本方針)

第三条 郵政大臣は、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 通信・放送業務の利用に関する身体障害者の利便の増進に関する基本的な方向
 - 二 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の内容に関する事項
 - 三 その他通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に際し配慮すべき重要事項
 - 3 郵政大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生大臣、通商産業大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 郵政大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (通信・放送業務の業務の特例)
- 第四条 通信・放送業務(以下「業務」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - 二 郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。
 - 三 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。
 - 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

- (業務の委託等)
- 第五条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第二号に掲げる業務(利子補給金の支給の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
 - 3 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
 - 4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関する業務の状況」と読み替えるものとする。
- (機構法等の適用等)
- 第六条 第四条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(以下「障害者利用円滑化法」という。)第四条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「障害者利用円滑化金融関連業務」という。以下「障害者利用円滑化金融関連業務」と

いう。)」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は障害者利用円滑化金融関連業務」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は障害者利用円滑化法」と、機構法第四十三条第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合(障害者利用円滑化金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。)」と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合(障害者利用円滑化法第四条に規定する業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするときを除く。)」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び障害者利用円滑化法第四条」とする。

2 第四条の規定により機構の業務が行われる場合の機構の財務及び会計に関する事項について

は、機構法に規定するもののほか、特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開業法」という。)の規定の適用があるものとする。この場合において、通信・放送開業法第十条中「第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」並びに身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律第四条に規定する業務」とし、通信・放送開業法第十一条の規定により読み替えて適用される機構法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる機構法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を通信・放送開業法第十一条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第三十一条 業務	研究開発出資業務	研究開発出資業務又は金融関連業務	研究開発出資業務又は金融関連業務(金融関連業務及び身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(以下「障害者利用円滑化法」という。)第四条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)
第三十二条、第三十五条及び第三十八条 業務	研究開発出資業務	研究開発出資業務又は金融関連業務	研究開発出資業務又は金融関連業務
第三十八條 法の	この法律及び通信・放送開業法	この法律及び通信・放送開業法	この法律、通信・放送開業法及び障害者利用円滑化法

第四十二条第一項	及び一般勘定	通信・放送開法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「債務保証等業務」という。)に係る勘定並びに一般勘定
第四十二条第二項	及び一般勘定	債務保証等業務に係る勘定及び一般勘定
第四十三条第一項	次の場合	次の場合(金融関連業務に係る第二十九條第一項、第三十條第一項若しくは第三十五條第一項の規定による認可又は第三十二條第一項の規定による承認をしようとするときを除く。)
第四十三条第二項	次の場合	次の場合(通信・放送開法第六條第一項に規定する業務に係る第二十九條第一項若しくは第三十條第一項若しくは第三十五條第一項の規定による認可又は第三十二條第一項の規定による承認をしようとするときを除く。)

(資金の確保等)

第七条 政府は、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 郵政大臣(第四條第二号に掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣)は、同条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮を行うものとする。

(罰則)

第八条 第五條第四項において準用する機構法第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、

二十万円以下の罰金に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(衛星放送受信対策基金に関する特例)

第三条 機構は、機構法附則第七條第一項の規定にかかわらず、衛星放送受信対策基金の運用によって生じた利益の一部をあらかじめ郵政大臣及び大蔵大臣の承認を受けた範囲内において第四條第一号に掲げる業務(これに附帯する業務

を含む。)に必要な経費の一部に充てることができるとする。

(郵政省設置法の一部改正)

第四條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第七十二号を第七十三号とし、第六十八号から第七十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六十七号の次に次の一号を加える。

六十八 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事。

第五條中第二十二号の二十三を第二十二号の二十四とし、第二十二号の二十から第二十二号の二十二までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の十九の次に次の一号を加える。

二十二の二十 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定めること。

第六條第五項中「第七十一号」を「第七十二号」に改め、同条第六項中「第六十八号」を「第六十九号」に、「第七十号及び第七十一号」を「第七十一号及び第七十二号」に改め、同条第八項中「第七十二号」を「第七十三号」に改める。

理 由

社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関

する基本的な方針の策定について定めるとともに、通信・放送機構の業務に通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、通信・放送機構(以下「機構」という。)の業務に通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的

この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資することを目的とすること。

2 定義

(一) この法律において「通信・放送役務」と

は、電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）並びに放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第一号に規定する放送をいう。以下同じ。）及び有線放送（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ。）の役務をいうこと。

(一) この法律において「解説番組」とは、テレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）において送られる映像を視覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン音声多重放送（同法第三条の二第四項に規定するテレビジョン音声多重放送をいう。）の放送番組であるものをいうこと。

(二) この法律において「字幕番組」とは、テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を文字又は図形により聴覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン文字多重放送（放送法第三条の二第四項に規定するテレビジョン文字多重放送をいう。）の放送番組であるものをいうこと。

(三) この法律において「通信・放送身体障害者利用円滑化事業」とは、次に掲げる業務を行う事業であつて、身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある

者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもので、身体障害者の利便の増進に著しく寄与するものをいうこと。

(1) 通信・放送役務を提供し、又は開発する業務

(2) 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工作物を設置する業務

(3) 解説番組、字幕番組その他の放送又は有線放送の放送番組を制作する業務

3 基本方針

(一) 郵政大臣は、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表すること。

(二) 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進に関する基本的な方向

(2) 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の内容に関する事項

(3) その他通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に際し配慮すべき重要事項

(四) その他基本方針の変更等について所要の規定を設けること。

4 機構の業務の特例

(一) 機構は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、

この法律の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

(1) 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

(2) 郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

(3) 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

(4) 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(二) その他業務の委託等について所要の規定を設けること。

機構法等の適用等

機構に追加される業務について大蔵大臣が主務大臣として加わること等に伴う機構法及び特定通信・放送開業事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の適用等について所要の規定を設けること。

資金の確保等

政府は、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の確保等に努めるものとすること。

7 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

8 附則

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 機構は、機構法附則第七条第一項の規定にかかわらず、衛星放送受信対策基金の運用によって生じた利益の一部をあらかじめ郵政大臣及び大蔵大臣の承認を受けた範囲内において第四条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に必要な経費の一部に充てることができること。

二 議案の可決理由

本案は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に際して所要の措置を講じようとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成五年度一般会計予算郵政省所管に、電気通信技術開発等普及促進事業費補助金として通信・放送機構に対して約二千八百万円が計上されている。

右報告する。

平成五年五月十二日

通信委員長 亀井 久興

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、情報通信の利用機会の均等化を促進し、身体障害者、高齢者等の利便の増進を図るため、次の各項の実施に努めるべきである。

一 解説番組、字幕番組等の普及の促進を図るとともに、放送事業者等が解説番組、字幕番組等を制作するに当たっては身体障害者、高齢者等の意向を十分考慮することとなるよう配慮すること。

一 身体障害者、高齢者等が文字多重放送等を円滑に利用できるよう受け手側の立場に立った各種の支援措置についても検討すること。

一 身体障害者、高齢者等があまねく公平なサービスを受けられるよう情報通信事業者における各種サービスの開発・普及の促進に努めること。また、電気通信技術開発をさらに促進し、その成果を早期に享受できることとなるよう努めること。

一 本法の運用に当たっては、必要な資金の確保等各種の支援措置の一層の拡充に努めるとともに、衛星放送受信対策に支障のないよう十分配慮すること。